

平成24年第3回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成24年6月20日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	五井淳人		

開議の宣告

議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

鏗本議員に申し上げます。

鏗本議員におかれましては、インターネットのホームページ「本巢動画ネット」上で6月8日開催の本巢市議会本会議の音声データを公開されております。議場内に使用することを目的に録音機を持ち込むことは禁止されております。会議規則第146条の規定に違反いたします。今後、このような行為は行わないように注意をいたします。

まず初めに、私のほうから御報告申し上げます。

6月8日に御審議いただきました請願第1号については起立による採決を行ったところでありますが、私より委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めたところ、起立少数でありました。その後、「委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました」と誤った宣告をしました。正しくは「原案のとおり採択することに決定しました」でありますので、おわびを申し上げます、訂正いたします。会議録においてもその旨を訂正して記載することにいたしますので、御報告申し上げます。

また、議案第60号の表決の際、2名の方が棄権されました。この2名の方の本会議場の入退場について、会議録調製上、状況を明らかにする必要があるため、入退場の動き等を記載することにいたしましたので報告いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

静かにしてください。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 高田文一君と7番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

16番 大西徳三郎君の発言を許します。

〔「議長、2番、鏝本規之」と2番議員の声あり〕

はい。

2番（鏝本規之君）

一身上の弁明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

弁明はだめです。

2番（鏝本規之君）

今、議長より注意をされましたので、そのことについて……。

議長（遠山利美君）

許可しません。

2番（鏝本規之君）

許可しない……。

議長（遠山利美君）

はい、弁明は許可しません。

2番（鏝本規之君）

議会の中において一身上の弁明は……。

〔「勝手な発言は許さない」と呼ぶ者あり〕

議長（遠山利美君）

許可しません。

暫時休憩します。

午前9時39分 休憩

午前9時39分 再開

議長（遠山利美君）

再開します。

大西議員、登壇してください。

16番（大西徳三郎君）

おはようございます。

一般質問をやる前に、今ちょっとざわざわしましたのであれですけど。

いずれにいたしましても、台風4号におきましては、本巢市においては余り被害がなかったとい

うように伝わっておりますし、その一方、全国各地でいろんな災害が起きておるといことで、その地域の被災者につきましては、本当に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、2点通告してありますので、順次質問をいたします。

今回の質問におきましては、去年の12月議会におきまして一般質問をしたときに東海環状自動車道によるまちづくりということを12月議会に質問しておりまして、その継続になるかなと思っております。

私自身は真正地域に住んでおるといことで、特に真正地域についてのまちづくりといつか、そのような観点から、道路関係について2点をお尋ねいたします。

今、岐阜関ヶ原線4車線化の整備といことで、これは間近ないろんな問題があるといことなんです。主要地方道岐阜関ヶ原線は、東海環状自動車道、大野神戸インターへのアクセス道路といことであります。先ほどもちょっと申し上げましたけど、東海環状自動車道におきましては、この9月に大垣西インターまで完成、また2020年までの全線開通といことを逆算しますと、大野神戸インターは3年先には完成されるであろう。糸貫インターは5年、6年先には完成するといふうな、逆算しますとそのようなことになってくるかなと思っております。

そのようなことから、特に大野神戸インターへの岐阜関ヶ原線がアクセス道路でもあり、また主要な地方道、県道であるといことは疑いのないところでありますけど、我々、特にその地域に住んでおるといことで特に関心が深いわけであります。

道路沿線には、それぞれ大きなショッピングセンター、またこの前におきましてはヤマダ電機が開店したり、また今、リバーサイドモールがあのような形になりましたけど、日本で最大のショッピングモールを運営するような、そういう大きな会社があの跡にできるようなことを、そのように聞いております。

そのようなことから、その岐阜関ヶ原線とい道路は非常に、また再確認といつか、需要度がますます多くなっていくのではないかと思えます。あそこの道路におきましては、我々はもちろんですけど、岐阜市の西部、また瑞穂市もそうでしょうし、大野神戸インターへ入っていく、またその周辺の商店に、また大型の店に買い物等へ行く、そんな重要な道路になるかなと思っております。本当にこの岐阜関ヶ原線については、本市のまちづくりの核となるような道路であるかなと思っております。

現在、見ておりますと、根尾川大橋を完全に4車線といことで、工事がもうすぐで終わろうかなと、9月までに終わると思いますが、根尾川大橋、また周辺の道路をやっており、また軽海地域におきましても工事にかかってきておるといことで、将来期待するわけではありますが、そこで、問題点といつか、お聞きしたいのは、これ1、2と書いてありますが、関連がありますので2つとも一緒に続けてお聞きします。

県道でありますので、県では岐阜関ヶ原線の4車線化に向けて順次計画的に整備を進めていただいておりますが、今後の整備計画についてを尋ね、またこの区間には樽見鉄道との交差点がありますので、その交差点におきましては、特に我々真正町の時代からも、また今現在も住民の皆さんか

らは、平面交差でぜひとも整備を進めてほしいという強い要望があるわけであります。そのようなことで、どのような方向というか、どのような計画、またどのような考えをされているか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

主要地方道岐阜関ヶ原線は、本巣市南部地域と岐阜市、西濃地域を結び、本巣市の産業・経済に欠くことのできない重要な路線で、東海環状自動車道（仮称）大野神戸インターへのアクセス道路としても重要な路線となっております。

県によりますと、当路線の4車線化事業は平成8年度より着手し、本巣市内4.6キロメートル区間のうち、軽海から根尾川大橋までの約2.4キロメートルを第1期工区として集中的に整備を進め、ことし8月末の完成を目標に工事が進められております。また、昨年度から第2期工区として宗慶から軽海までの約2.2キロメートルでも一部工事着手しております。しかし、残る区間は、樽見鉄道との交差や用地買収ができていない箇所もありますので、引き続き用地買収に努めるとともに、踏切部の構造について関係機関と協議を進め、早期に完成できるよう進めていくと聞いております。

次に、道路と鉄道の交差につきましては、道路法や踏切道の拡幅に係る指針で基準が設けられており、踏切道の平面交差につきましては、2車線までの道路しか認められていない状況です。このため、県では今後の道路の交通量や渋滞状況、鉄道の運転実績などを勘案した踏切部の構造について国土交通省や鉄道事業者など関係者と協議を進め、早期に4車線化整備ができるような手法を検討すると聞いております。

市といたしましては、安全で円滑な道路・鉄道交通に配慮しつつ、早期の整備が必要と考えており、県が行う関係者との協議、検討経過を注視するとともに、引き続き早期整備を要望してまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

〔16番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

産建の部長から、今、答弁をお聞きしました。特に今一番の重要な問題は、多分樽見線の交差であります。先ほども言いましたけれど、地域住民というか、真正町時代から、とにかく平面交差でなければ困るということで、それが立体交差というようなことになれば、周りは死に地になるということで、特に平面交差でということをやうと要望というか、そういうこともありますし、願ってもやうと続いているわけなんです。

そこで、市長にちょっとお尋ねします。

12月のときにも樽見鉄道についても質問しまして、樽見鉄道はできるだけ存続される、最終的には存続できるものなら存続したほうが良いというようなことを質問しており、また市長もそのようなことを答えられたと思いますけど、現在、今の岐阜関ヶ原線の交差を見ておきますと、樽見線が上下線合わせて19本ですから38回、その交差を樽見線が通ります。それで、遮断機が1回1分おりにおるということになりまして、1日24時間のうち38分遮断機がおりにおるということであります。先ほどの産建の部長の答弁からいうと、なかなか厳しいようなことを、4車線にするということは難しいというようなことを、県を通じてそのような回答が来たということでしょうけど、今言いましたように、1日24時間のうち38分遮断機がおりにおるだけだと、そのようなことを考えると、どうしてもその38分のために、もちろん整備するには高架にしたり、またアンダーにしたりすれば、倍、3倍というような費用がかかるわけでありまして、その費用対効果もいかなものかなということも思いますし、西の神戸町の近鉄養老線については高架で整備されるということは、それも聞いておりますけど、あそこの路線については車両も2両、3両編成ということで、また乗客も多いということで、十分そのようなことは理解できるわけですけど、我が樽見鉄道につきましては、1両の、しかもレールバスということで電車でもないということもありますし、ましてや貨物輸送はなくなったということで、本当にレールバス一本が1日38回通るということで、そのようなことから、我々地元の者といたしましては、どうしても平面交差でいってほしいと、本当に強くそのように思うわけです。そのようなことから、市長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

岐阜関ヶ原線と交差する樽見鉄道の部分の御質問がございました。12月のときにもそういう関係もございまして、樽見鉄道の関連でもお話、回答して、今、大西議員の御指摘のとおりでございますけれども、樽見鉄道との交差部分というのは、やはり国の国土交通省、旧の運輸省のころから基準というのを持っておりまして、先ほど産業建設部長がお答えしたように、2車線のときには平面交差、4車線、それ以上になりますと立体交差をというのが基本になっております。そういったことから、今、議員のほうからお話がございましたように、近鉄の揖斐線のほうも岐阜関ヶ原線と交差する部分は、既に立体化で進んでおるといってお話も聞いております。

ただ、先ほど来、お話がありますように、この近鉄の揖斐線と樽見鉄道というのは列車の本数、それから乗降の数も、単純に申し上げますと10倍ぐらい違う路線でございまして、それと同じように今後もこれは考えていかなきゃならない問題かどうかというのは、やっぱり再考の余地があるだろうというふうに思っております。

私どもも、可能ならば平面交差でぜひそういうことができるならやっていきたいなという思いをしておりますけど、ただ、平面交差というふうになりますと、以前に名鉄電車が島の岐阜環状線の4車線のところで平面交差をいたしました。そのときには前後で信号で操作をするという形で列車と信号機と連結させてコントロールしておったというような状況もありまして、そういう方法がもし

とれるなら一番ベストかなと思っています。

そして、その際に、今の道路等と鉄道の状況を見てみますと、どこの時点でその信号で入ってくるのを操作するかというのが、今の道路のすぐ手前に、東側のほうはすぐ手前に南から道路が来ております。そして、そこへ入ったら、踏切までの間がちょっとしかないというようなことで、黄信号とか赤信号でもし突っ込んで入って、その後、そこに車の待つ場がないというようなことも多分想定されるだろうというようなことで、信号操作をするにしても、多分道路構造の問題等々も含めて検討していかなければならない。そう簡単に進む話ではないだろうなという思いもいたしております。立体にすればそういったものはすべて解決するわけですが、ただ、運行状況等々を見て、そして将来の今の土地の利用ということを考えてときには、我々としては、できれば平面が一番、できるならばそれが望ましい方法である。ただ、国土交通省、いわゆる旧の運輸省のほうの基準からくるとなかなか厳しい、そういう問題もありまして、私自身もどういう方法がとれるか、これからいろいろと、先ほど部長がお話し申しあげましたように、県としっかり協議する中で、私は、また地元の希望なども申しあげながら、できる限りそういうものに近づけられるような努力はしていきたいなというふうに思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

市長におかれましては、一定の理解をしていただいたかなと、そのようにちょっと思っていますけど、あそこの交差についていろいろ頭の中で描いておりますと、ちょっと皆さんに笑われると思いますけど、漫画的なことを申し上げれば、レールバスであると、レールの上を走っておるバスが樽見鉄道かなと。だから、バス路線と岐阜関ヶ原線の交差であるというようなことを考えれば、よしかなというふうに思ったりもするわけですね。だから、何を言っておるかというふうなことを皆さん思われるかもわかりませんが、そんなようなことを考えれば、何もそう、それは鉄道法とか、いろんな法律があることは前から承知しておりますけど、そのようなことを考えれば、1日38分、遮断機がおりるということだけを考えれば、もっとできるのではないのかなというふうに本当に思ってしまうわけで、今の市長のお答えをお聞きしまして、市長も県に太いパイプを持っていただいておりますということから、これからいろんなところをお願いしていただいたり、要望していただいたりなんかして、ぜひとも平面交差でなし得るように、市長におかれましても努力をしていただきたいなと、そのような要望を申し上げて、この質問は終わります。

次に第2点、県道網の整備ということであります。整備というが再編というふうにならなっています。再編というのは私の勝手な考えで、つけかえをできないものかということをお聞きしております。

本市のまちづくりを進める上で、現在、県道は生活道路、市道は幹線道路になっているところがあると思います。地域住民からいろいろ要望がありますし、我々、いろんなことを行っておるわけ

ですけど、県におかれましては、予算がない、また新たな工事は着手できないというようなことから、県道整備ができないところが多いのも事実であります。

また、逆に市長のことから言いますと、今、合併支援道路ということで、西部連絡道については合併特例債という補助金のもとであのように整備が、今もしておりますけど、できてきておると。市道を大幅に改良していくというふうにおきましては、この本巢市のような小さな市の予算では大幅な改良工事ができないということなどから考えますと、やっぱりここは発想を変えてみてはどうかと、そのようなことを思うわけであります。

あと、下に書いてありますのは真正地域のことでありますけど、一般県道159号線、私の家の前を通っておりますけど、北方真正大野線と市道3081号線、これは通称、高専道路とっております。また、一般県道170号線（田之上屋井線）と市道1001・1002号線、これは根尾川左岸堤防道路でありますけど、それぞれ並行して道路が走っております。先ほど言いましたように、県道と市道を再編、つけかえをして、生活道路は市道、幹線道路は県道へとし、将来のまちづくりへの一役となることを提起いたしたいと思っておりますが、いかがなお考えでしょうか。

議長（遠山利美君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

市道1001号線、それから1002号線、通称、根尾川左岸堤防道路でございますが、一部で2車線確保できない区間もございますが、交通量も多く、本巢市と大垣市方面を結ぶ幹線道路として利用されております。従前より、岐阜県に対し県道認定を要望しているところでございます。

一方、これと並行いたしております県道田之上屋井線は、交通量も少なく、多くが幅員の狭い集落内の生活道路的な道路であるため、今後、県道田之上屋井線の市道への受け入れも念頭に入れた県道路網の再編を岐阜県に対し要望してまいりたいと考えております。

また、市道3081号線、通称、高専道路でございますが、県道北方真正大野線への読みかえにつきましては、政田地内での交差点改良工事の実施中であり、現段階では岐阜県に対して要望は行っておりません。

今後、本巢市にとってのメリット・デメリット等を検討し、県道網の再編を要望するかどうかを検討するとともに、県道北方真正大野線の必要な改良につきましては、要望してまいりたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

大西君。

16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

縦道というか、南北の道、田之上屋井線と根尾川の左岸堤防、今の部長の、これはもっと糸貫のほうへ延びておるわけでありまして、これが根尾の左岸堤防は県へ申請しておるといふようなことでありますし、田之上屋井線については私の意向に沿ったようなことをされようとしておるといふことで、よしかなといふふうに思っております。

また、東西を行く道ですけど、北方真正大野線、我が家の前を走っている道でありますけど、これは政田交差点の道路改良ということで、今年度、24年度でほぼ完成するといふふうになってきておりまして、大変喜んでおりますし、感謝申し上げますところであります。

しかしながら、この北方真正大野線につきましては、私が真正町議員になってから十五、六年おりますけど、十五、六年してやっとできるのかなと。もっと先人の人たちのことを考えると、30年ほど前から、あそこの政田交差点の改良の要望というか、そういうことを提起した人が我々の先人の皆さんも、たくさん見えたわけです。それが30年して、やっと今年度、24年度でほぼ完成するといふふうになってきたわけでありまして、今、この県道の改良につきましては非常に時間がかかるということで、地元の皆さんにもおしかりを受けながら、ずうっと進めてきておるわけですけど、そのようなことから、この北方真正大野線については、政田交差点がほぼ終われば、西のほうの神明地域なんかは多分できないということで、ほぼ道路改良が終わるのかなと思っておるわけで、そのようなことから、あと部分的なことは少しずつやっていただけるのかなと思いますけど、やっぱり市道にして、市が少しずつやっていけばいいのかなといふふうに思ったりするわけです。

それで、先ほど言いましたように、今言った高専道路は、一本ずうっと通っておりますので、やっぱり向こう側は幹線道路であるということで県にお願いして、本当にいざといった、そういう幹線道路としてのふさわしい道路改良ということは、やっぱりそういうことは県にやっていただくと、そういう発想に変えていったほうがいいのではないかとということで今回質問しておるわけです。

今、余り県の悪口を言っただけですけど、先ほども言いましたけど、田之上屋井線の清水地域の舗装が非常に悪いということで、なかなか県も要望しても、継ぎはぎというか、ばんそうこうを当てるような舗装工事ばかりするわけですね。その南の、真正町時代には中央通りと言っておりましたけど、真正分庁舎の南の東西の道、あそこは真正の老人福祉センター、また保健センター前のあたりから西へ全面的に市が産業活性というか、そういうようなことで全面舗装を2年ほど前にしたわけです。そのときにある人から言われたのは、この道路はそんなに、ある程度はそれは傷んでおるといふことはわかりますけど、そんな全面舗装するような、そのような状況にはないのではないかと。逆に、あそこは交差しておりますので、田之上屋井線についてはあそこがぼろぼろであると、こっちを全面舗装して、こっちは部分的に直してもいいのではないかとということで、そういう質問をされたことがあったわけです。そのときに私もお答えするのが非常に苦しかったというか、そういうことがありましたということが事実でありますけど、そのようなことから、今回、このようなことを言っておるわけでありまして、あくまでこれ、先ほどありましたけど、提起しておるといふことで、今後いるんな、今、真正地域のことだけを言いましたけど、これが糸貫地域、また本巢地域もあるかもわかりませんが、そのようなことから、県道と市道の再編ということで一回

検討をしていただきたいなと、そのようなことを思って質問を終わりたいと思います。

議長（遠山利美君）

答弁はいいですか。

16番（大西徳三郎君）

いいです。ありがとうございました。

議長（遠山利美君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告順に質問をいたします。

まず第1点目は、本巢の留守家庭教室についてであります。

本巢地域の留守家庭教室は、現在、本巢小学校の体育館3階で実施しています。今は多くの子供が利用しておりますけれども、開設当初は利用者が少人数だったために、当座の対応として現在の場所で実施されたのではないかというふうに思っています。しかし、体育館の3階という状況を考えてみたときに、災害時の避難など防災対策の面で不安があります。また、例えばトイレは1階しかありません。1年生、2年生、そういった子供がトイレへ行きたいというときに、1人、2人で1階までおりていくわけですね。そういったときに、先生がその都度付き添っていくというわけにもいかない状況にあります。こういうことから、子供たちの安全という点からも心配されるところであります。

ほかの地域の留守家庭教室が整備されてきました。本巢地域の留守家庭についても、あり方を見直す必要があるのではないかというふうに思っています。市としてのお考えをお伺いします。

議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本巢留守家庭教室につきましては、合併以前より本巢小学校体育館の3階で実施されてきましたが、災害に備えるために、日ごろから地震及び火災等に対する避難訓練を実施してまいりました。

しかしながら、近年、利用者が増加し、施設が狭いという問題が発生しつつあるため、施設につきましては、小学校の空き教室等も考慮しつつ、今後、可能な限り早期に検討していきたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今の答弁で結構でございますが、この間、今の状況の中でも現場へ行きますと、市としていろん

な対応をしてもらえて、より使いやすくなってきたということで感謝はされておりました。けれども、根本的なところでやっぱり改善をしていく必要があるということで、今回、取り上げました。

今、答えがございましたように、可能な限り早期に対応してほしいし、その計画を早急に立案してほしいというふうに思います。

2つ目ではありますが、財団などの統合についてであります。

これについては3月議会で道下議員も取り上げておりますので、今回は念押しという意味もありまして、改めて質問をさせていただきます。

財団の中でも、特に桜交流ランドとうすずみ特産については、いずれも厳しい経営状況にあります。その改善のために、例えばうすずみ特産では、今回、事業の内容の報告を受けましたけれども、24年度の今後の対応として4項目上げています。残念ながらこの内容は、去年と全く一字一句変わらず、一緒であります。毎年そういう状況だということも頭に置きながら、その第1番目に特産品の研究開発、商品化という項目を上げています。けれども、施設を含めた今の状況の中では、この特産品の研究開発、商品化ということは困難ではないかというふうに思っています。統合すれば、そうした施設面からも、あるいはまたほかの人事面からも、より効果的な運営、また方向性が出てくるのではないかというふうに思います。統合そのものは既定方針だというふうに思っていますけれども、これも可能な限り早期に統合するのが望ましいというふうに思っています。そのための手だて等について、市としてのお考えをお伺いしたいと思っております。

議長（遠山利美君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、財団等の統合についてお答えさせていただきます。

財団法人NEO桜交流ランドと株式会社うすずみ特産におきましては、売上対策や経費の削減に努めているところでございますけれども、平成23年度事業活動収支ベース及び損益計算ベースにおきまして、それぞれ赤字決算となっており、厳しい経営状況となっております。

両団体の管理施設、事業内容を考えますと、統合することによりまして一体的な施設運営及び効率的な人員配置や材料の仕入れなどを行うことができるため、経営改善が期待できるものと考えております。

第2次本巣市行財政改革大綱実施計画におきましては、出資法人等の経営改善の推進に向けた取り組みといたしまして平成27年度に統合を行う計画としておりますが、施設の整備を含め統合の手法について検討し、できるだけ早い時期に統合できるよう考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

27年度と言わずに、できるだけ早く統合したいという方針で結構でございますが、もし今の段階で可能ならばお答えをいただきたいと思いますのは、それに向けて、今年度とは言いませんが、来年度も含めて、どのあたりからこのための内部での調整、研究、計画づくりということを取り組んでいかれるのか、今の段階で言えればお願いします。

議長（遠山利美君）

副市長 青木君。

副市長（青木一也君）

ただいま具体的にどの段階から検討を進めるのかといった御質問でございますけれども、できるだけ早期ということで、研究は早い段階から進めてまいりたいと思っておりますが、両団体とも一つのめどとして指定管理が来年度、平成25年度末ということで今お願いしておりますけれども、そういったところも目安に置きながら、検討は進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1番、2番は問題提起でありますので、そういうことで結構です。

では、3つ目の長良系貫線についてお伺いいたします。

東海環状自動車道の先が見えてまいりました。それに伴って、整備されるべき長良系貫線の現状及び今後の見通しについてどうなのか、お伺いをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、長良系貫線についてお答えを申し上げます。

都市計画道路長良系貫線は、岐阜市若竹町の国道256号から本巣市屋井までの11.7キロの都市計画道路でございますが、本巣市内では約4.9キロが都市計画決定をされております。本巣市内では、国道157号交差点付近約200メートルが暫定2車線で一部改良されているのみで、その他は未改良の状況でございます。

県にお伺いしますと、平成32年度の東海環状自動車道の整備に向けて、岐阜市内では（仮称）岐阜インターへのアクセス道路として、岐阜市正木から折立までの約1.1キロメートルがインター供用時期の完成を目標に整備が始まっています。

また、本巣市内では、（仮称）系貫インターの供用時期を目標に157号と長良系貫線の改良が予定され、系貫インター周辺の混雑緩和を図るための対応策を検討されており、昨年度から一部地形

測量に着手していただいております。

しかしながら、岐阜市折立から本巣市屋井までの間は、本巣市の157号交差点部を除き、現段階では事業着手の予定はないとのことでした。

市といたしましては、引き続き、岐阜県に対して長良系貫線の改良促進とインター周辺の渋滞緩和対策を強力に要望してまいりたいと考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この長良系貫線の都市計画決定がされてから、約30年になります。市民、特に関係地域の住民にとっては、一体どうなっているのか、どうなっていくのか、非常に不安な、あるいは心配をされている。時々聞かれても、断定的にこうなっています、こうしますというふうには言えない状況が、残念ながらまだまだあります。

今、議会でこうして質問すると、今は少なくとも現状はこうだよという話はわかりますけれども、それが市民、特に関係地域の人たちに何らかの形でわかるような、少なくとも今こうなっていますよ、今こういうふうに取り組んでいますよということが知られるような対応もあわせて考えてほしいというふうに思いますが、その点の気持ちだけ伺います。

議長（遠山利美君）

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

長良系貫線につきましては、改良の促進協議会等がございまして、県への要望等、今まで行ってきております。

市民の皆様につきましては、去年行いました三橋の交差点付近につきましては、東西南北およそ200メートル程度でございますが、地権者の方に御案内等を出しておるところでございますが、そのほかのところについては、その御存じないというのが現状だと思います。

おっしゃるとおり、どんな形でお伝えしたらいいのかにつきましては、例えば促進協議会等の活動報告を広報に載せさせていただくとか、そんなことを検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

結構でございます。

では、4番目と5番目に入りますが、4番目と5番目は基本的に、いわば国の政治の問題ではありますけれども、それが直接地方の行政にもかかわってくる部分が大いというふうに考え、今回

取り上げました。

4番目に上げておられますのは、子ども・子育て新システムについてであります。

今の国会の状況を見ておられますと、これもどうなっていくか、ようわからんというような状況はありますけれども、ただ、いずれにしても、こうしたことがやられていくとどうなっていくかということをもまず認識していくことが私たちにとって必要だし、それが問題であるというふうに思えば、そのことについて声を上げていくことも必要だろうというふうに思って質問をいたします。

今、国が進めようとしております新システムで一体保育や保育園がどうなっていくのか、不安が広がっています。その問題点というのは幾つかあると思いますが、特に3点だけ上げるとするならば、1つ目は、これが最大の問題だというふうに思っていますけれども、現在、児童福祉法第24条では、保育は市町村の義務となっています。この市町村の義務を削除して、保育を確保するための措置を講ずるというふうに改定をするという方向が出されています。これは、保育に対する市町村の責務を後退させるものというふうに言わなければなりません。また、その結果として公契約の問題です。公契約、俗に言いますと、保護者が自分の子供を入れる保育所を自分で探さなければならぬと、そして自分で契約をするという形になってまいります。

さらに、3つ目には、保育の市場化というのを進めようとしています。国の方針では株式会社などの参入を認め、拡大するために繰り入れや剰余金の配当に関する法的な規制は行わないという、株式配当も認めるというふうになっています。これでは、利益を上げるために保育の質が低下していくのではないかという懸念を持たれるのも当然だというふうに思っています。

このことは、直接的に、今、市の行政にかかわりはないかもしれませんが、ただ、特に1番、2番で申し上げた点については、市の保育行政にも大きなかかわりが出てまいります。新システムに対する市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

また、保育に対する市の役割は、新システムがどうなろうと、あるいはこの法案自体がどうなろうと、やっぱり市として地域の子供たちにどう責任を持ってやっていくかということにかかわってくる問題であるというふうに考えています。決して市としてのかかわり方を後退させてはならないというふうに思っていますが、そういったことも含めて市長のお考えをお伺いします。

議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、子ども・子育て新システムにつきましての方針、考えというお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

子ども・子育て新システム、いわゆる総合こども園の創設を中心といたします新しい保育制度というのが考えられているということでもございます。これは現行制度で生じております待機児童の解消がなかなか進まないということだと、いわゆる認定外の施設への財政措置がなかなかできないよというような問題点を解決するために、政府において新しく構想された保育制度というふうに

聞いております。

総合こども園を中心にいたします構想は、国会でも今現在、いろいろ審議がなされておりますけれども、その審議の中でもさまざまな問題点が各政党からいろんな、民間に任せて本当にいいのかどうかとか、そういうようなこともいろいろ指摘されているというのも事実でもございます。そしてまた、先ほど議員の中でも少しお話が出ておりましたけれども、今回の国会の社会保障・税の一体改革という修正協議の中でも、政府が今考えておる総合こども園構想というのは、今、撤回されるというような方向で進んでおるように思っております。

このように、総合こども園の創設を中心といたします保育制度につきましては、今はまだ先行き不透明な状況だというふうに私どもは思っております。

いずれにいたしましても、今後、国において検討される、現行制度でもいろいろ問題点が出ております。そういったものをどうして対応していくのかとか、それから今回の修正協議でも議論されておりますように、認定こども園の、いわゆる強化というようなことも出ておりますけれども、そういったことをしっかりと見ながら、こういう国の動きは国の動きとしながら、本巢市におきます保育のあり方については、今までと同じように、質の低下をさせることのないように進めてまいりたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

市長が今言われたように、国の動向はまだこれからも紆余曲折というのがいろいろあって、必ずしもいい方向に行くというふうには思いませんけれども、そんな中でも、やっぱり本巢市の子供については、市として保育の質を後退させることなく、市としてきちんとかかわりを持って進めていくというふうに言われたというふうに理解をしておりますので結構でございます。

最後に、生活保護をめぐる問題についてお伺いをいたします。

生活保護というのは憲法第25条で保障された権利です。そして、必要な人が受けられないということはあってはならない、そういう制度であります。厚生労働大臣も、「最後のセーフティーネットだ、必要な人に確実に実施するのは当然だ」と国会で一応答弁しています。

現在の社会状況の中で生活保護受給者がふえてきているのは事実であります、それに対応するために生活保護基準を切り下げる、引き下げる、あるいは扶養義務を強化することで実質的に生活保護を受ける人を少なくしようという法律の改正を示唆しています。

これまでも生活保護を申請して、あるいは生活保護の相談に行っても、なかなか窓口で受け付けてもらえない、門前払いがされたということから、餓死したり、あるいは孤立死、孤独死という悲惨な例があちこちで生まれています。こういうような状況をこれ以上生み出してはならないというふうに思っています。

ただ、この生活保護基準の引き下げや、あるいは扶養義務のさらなる強化を進めていけば、こう

した事例が今後もさらにふえていくという懸念がされるのが実態であります。

そういうことを頭に置きながら、4点伺います。

第1番目に本巢市の生活保護の状況はどうなのか、お伺いします。

議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本市の生活保護の状況につきましては、24年4月現在で被保護世帯数75世帯でございます。被保護人員が96人で、保護率は0.27%でございます。全国の平均は1.64%、また岐阜県平均では0.55%の中、本市の保護率は平均より低い状況にあります。

しかし、対前年同月比では、被保護世帯数は10世帯の増でありまして、伸び率で15%の増となっており、やはりリーマンショック以降の長引く景気低迷の影響なども要因し、毎年、増加傾向にある状況でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

では、今、状況をお伺いしましたが、その状況の中で、例えば高齢者世帯がどうなのか、母子家庭がどうなのかという内訳についても、この場でわかりましたらお願いします。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

今の御質問でございますが、内訳でございますが、高齢者世帯につきましては、42世帯で47名でございます。それと、母子世帯が4世帯で15名でございます。それと傷病世帯、これが15世帯で15名でございます。そして障害の世帯の方が5世帯ということで5名でございます。そしてその他ということで、これは失業等でございますが、9世帯ございまして14名でございます。全体では75世帯で96名ということでございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

ありがとうございます。

では、2番目に、先ほど申し上げたように生活保護基準の引き下げ、特に10%という言い方をしておりますけれども、生活保護基準が引き下げられれば、これはほかの制度にも、特に税にもかか

わってくるというふうに思っていますが、どのような影響が考えられると思っておられますか。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

国において生活保護法の改正などが論じられておりますが、詳しい方向性は示されておられません。そのような状況下、他の制度に影響を受けるか、非常に見きわめにくいものでございますが、仮に基準額のみ改正にて額が下がったものと想定するならば、住民税の非課税限度額などに影響することも考えられます。

また、住民税の非課税限度額が改正となった場合には、税を基準として定めている各種制度、例えば保育料の額を決める階層や障害者の利用負担額の階層など、税の状況をもとに負担額などを決める制度に関しましては影響を受けるものと懸念されております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

非課税限度額というのは生活保護基準を参考に設定をされているというふうに聞いております。であれば、基準が下がれば、当然それに連動して変わってまいります。このように、生活保護基準を下げるということは、生活保護受給世帯のみならず、その周りの方たちにも多大な影響を及ぼすということ、まず認識していく必要があるというふうに思っています。

3番目に、扶養義務の強化は、受給の自己抑制につながり、必要な人が受けられないという事態を生むことが懸念すると考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

特にこの問題については、芸能人の母親が生活保護を受けていたということにきっかけに、インターネットを見ても生活保護バッシングといいますが、生活保護たきのような記事がいっぱい載っておりますけれども、それはそのことをとらえてすべてを論評するというのは明らかに間違いだと思いますし、本当に必要な人が受けられないような事態が生まれるようなことがあってはならないというふうに思っております。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

先ほどの御質問と同様に、国において生活保護の扶養義務の取り扱いについて論じられておりますが、やはり詳しい方向性などが示されておられません。その状況下でお答えするのは大変難しいわけでございますが、扶養義務は民法上の規定でございます。その規定どおり扶養が成り立っていれば、生活保護の支援を必要としない場合も考えられます。

しかしながら、社会情勢の変化とともに核家族化への移行、また少子・高齢化、長引く景気低迷

など、現代の抱える問題とともに扶養関係の形態が大きく変わってきております。その家庭や扶養関係の実情に応じ扶養できないケースもあり、その支援のためにも最後のセーフティーネットである当生活保護制度があるものでございます。

今後の国の制度改正の議論につきましても、市や市民が困惑するような改正がないよう、十分注視していかなければならないというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、部長の答弁の中にもありましたように、これがまだ、例えば法案として出ているというわけではありません。ただ、法案として出て国会で論議されるような状況になってから、ここはおかしい、あそこはおかしいというよりは、そういう動きが察知できた段階でいろんな声を上げていくということが必要だろうというふうに思います。

そういう点で4番目に入りますけれども、原発にしても、全国あちこちの自治体が、あるいは議会がこのことについての意見を上げてまいりました。これと同じように、こうした地方の自治体の行政にも大きくかかわるような問題については、方向が定まってからというだけではなくて、その前からいろんな機会をとらえて意見を発信していくことが必要だろうと。今、大都市の市長なんかは、ほかっておいてもマスコミが勝手に取り上げてくれますけれども、でも、そういうことでなくても、本当に地道にでも、やっぱり声を上げていくということが必要だろうというふうに思っています。

特にこの生活保護の問題については、先ほど申し上げたように、単に生活保護世帯だけの問題ではなくて、その周りの多くの人たちに影響を及ぼしてくる問題であり、本巣市民の暮らしにもかかわってくる問題であります。だから、今からわかる範囲でいろいろ調べながら、必要な手だてを講じていくことが必要だろうと。

そういう中で市長については、いろんな機会をとらえて声を上げていってほしいというふうに思いますが、市長のお考えをお伺いします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、生活保護をめぐる問題について、今、国の動き等々を見ながら、市として、できてからでは遅いから、いろんな意見を言っていくべきじゃないかと、今、お話でございます。この件につきまして、私が日ごろちょっと感じておる、そして思っておることを少しお答え申し上げたいというふうに思っております。

そもそも、今、この見直しが出てきているというのは、働けるのに保護に頼る人がふえてきたり、不正受給というのも相次いで発覚したということによって、国において生活保護について扶養義務

の厳格化とか、保護費の支給水準の引き下げというようなことが今現在は論じられているというふうに伺っております。

現在、国全体の生活保護受給者数というのは210万人を超えておりまして、戦後の混乱期よりも多い、過去最多の記録を今更新している状況でございます。国の税収が四十数兆円、この生活保護に係る金が4兆円近くというようなことで、国の税収の1割近いものがこういう生活保護に回っておるとようなことで、大変そういうことで御心配されているということからもここに出てきておるんだろーと思えますけれども、この原因といいますと、やはり2008年のリーマンショック後の景気の悪化で失業者が急激にふえたということが最大の要因であるというふうに言われております。

市の状況につきましては、先ほど健康福祉部長がお答えいたしましたけれども、保護率に関しましては、全国平均とか県平均を下回っておりますけれども、年々増加傾向にございます。

私は、この生活保護制度の見直しというものを議論する際は、まず現状を、生活保護のこの制度が何でこういうふうになっているのかという現状をしっかりと分析して、そしてその増加要因になっているということに対する対策というのが私は必要であるというふうに思っております、こうしたことから、まずこのもととは、やはり失業者の増加というのが大きく出てきておるというふうに思っております。

ですから、まず景気をしっかりと回復させて働く場所をつくり出すということが、小手先と言いませんけれども、こういう議論をするのに、こういう大きなことをしっかりとやらない限りは、なかなか難しいんじゃないだろうかとこのように思っております。

先ほど来申し上げますように、急増の大半というのは失業が要因でございます。そういったことで、こうした根本的な問題に取り組みなくて、一部の不正受給ということを大きく取り上げて、扶養義務の厳格化とか支給額の削減を検討するというのは、私は根本的な問題解決にはなっていないんじゃないかというふうに思っております。

また、こうした雇用の場を確保するに当たりまして、また考えていかなきゃならない大きな問題として私は常々思っておりますけれども、非正規雇用という問題がございます。現在、我が国では、若者を中心に非正規雇用というのが大変ふえております。こうした非正規雇用というのは所得も少なく、いわゆる結婚もできない。私に言わせれば、将来の生活保護予備軍になりかねないということで大変危惧いたしております、こういう非正規雇用対策というのも早急に取り組む必要があるんじゃないかというふうに思っております。

もちろん、不正受給対策を、今回、政府のほうでいろいろやろうとしていることについて、別に異論を挟む気持ちは全然持っておりません。むしろ、こうした、どんな制度でもそうですけれども、不正受給対策というのは強化するということは大賛成でございますけれども、先ほど来、お話がありますように、障害や病気などということによって本当に働きたくても働けない人、そして本当に支給を必要としている人、こういう部分にまで影響を及ぼすような見直しというのは、ぜひ再考していただきたいなというふうに思っております。

私は、まずこういう生活保護制度の云々というのは、まず最初に景気対策、雇用対策というのを

政府がしっかりと取り組んで、そしてリーマンショック後の失業者急増というのを少なくして、そして生活保護の部分には入っていかないように、そういうことをやっぱりやっていくというのが大事だろうと。そういうものに手をつけずに、ただ、表になるだけを議論していても、これからもどンドンどンドンと生活保護になってくる方々がふえてくる。そして、それはひいては我々、国・県・市町村の財政負担にもつながってくるというふうに思っております、やはり景気・雇用対策というのをしっかりと私はやっていただきたいというふうに思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、市長が言われたように、根本的なところ、原因のところメスを入れなければ改善はできないという、まさにそのとおりで、そのためのデータを申し上げようかと思いましたが、今回省きました。省いた部分を今市長から言われたのでありがたいことでもありますけれども、そういう状況の中で、やっぱり地方からの声をどンドン発信してほしいということだけ改めて申し上げて、質問を終わります。以上です。

議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。再開は11時から再開しますので、お願いします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

それでは、発言通告に基づきまして、大きく2点について質問をさせていただきます。今回、一括方式で質問をさせていただきます。

第1点でございます。

本市では、第2次行財政改革大綱に基づき行財政改革の実施計画の推進に取り組む中、事務事業の評価により、経費の削減並びに費用対効果を上げる取り組みの努力がなされております。さらなる取り組みについて、2点について質問をさせていただきます。

第1点目、事務事業のブラッシュアップ化についてでございます。

1つの例でございますが、先日、CCNetで、若手政策研究グループが中心となり、予算化がされ、若手職員のはつらつと作業を行っている緑のカーテン事業が紹介されておりました。初年度は予算も少なく、栽培する資材も皆さん持ち寄り等で実施され、成果を上げるという点では若干の反省点もあったのではないかと思います。しかし、本年度は、予算化を図り、本格的に行われている

ようです。事業がブラッシュアップ化されたなあというふうに推察しております。

そこで、個人的な所見ではございますが、目的を実現させ、成果を上げ、さらに費用対効果を上げるため、例えば日々の栽培管理として水やりの管理の省力化を図るため、給水用のホースが設置されています。もし、私ならば、経費の削減、費用対効果といった点で、またリサイクルを考えた場合、ペットボトルを活用した給水もどうかと思います。

きょう、ちょっと見本に持ってきました。これ、普通のペットボトルでございますが、この先を、この大きな2リットルのペットボトルでいいんですけども、こうつけて、水を入れて、これをプランターに差し込みますと、ここに穴があけてあります。そうすると、この穴の数によって水の出方が違うというふうで、そういった開発の商品もございます。このペットボトルの給水は、天候だとか気温、それからプランター内の土の湿り具合によって、この1本のペットボトルで最大2週間ほどの給水が可能となります。また、リサイクルを図るという取り組みについて市民の理解も深まると思います。

また、採用された栽培品目、アサガオ、ゴーヤ、パッションフルーツ等が採用されています。もし、宿根性のアサガオであれば、今年度使って、また来年度も活用することができます。ゴーヤ、パッションフルーツは、収穫されたものは夏のイベントだとか学校給食とか、そういったいろんなものに活用すれば緑のカーテン事業に対する付加価値が付き、市民に対する役所の取り組みということで、さらに紹介することができると思います。

こうした点から、同じ事業を実施するにも、経費の削減、費用対効果を上げる、つながるということで、事務事業の意識改革にもつながります。ぜひ各課で最低1事務事業のブラッシュアップ化を図る取り組みについて目標にし、事務事業の成果を上げてはどうかということ点で企画部長さんの御所見をお聞かせください。

第2点目でございます。

経費の削減並びに費用対効果という点において、防草ブロックの導入についてお尋ねします。

手間のかかる道路わきの雑草管理は、財政難に悩む自治体にとって悩みの種でもあります。舗装した道路のすき間から生える雑草は、場合によっては、交通安全上、危険でもあります。

ちょっときょう、写真を持ってきましたので見ていただきたいと思います。

これは役所の前を通っている、富有柿橋のところの写真でございます。この歩道部分、道路わきの部分に雑草が生えております。これが現状かと思えます。これは七、八十センチ程度の草ですけども、これを放置していくと1メートルでも2メートルでも伸びると。草によっては、セイタカアワダチソウだったら、これ2メートル以上にばあっと伸びます。そういった点があるかと思えます。これはほかにもありますけど、これはたまたま交差点部分に草が生えています。ここは、こしは国体がある、国体会場の入り口の部分にもなりますので、ひとつ考える余地もあるんじゃないかなあと思っております。

この雑草の成長をとめることができるアイデアブロックが開発され、東海地区を中心にどんどん導入され、成果を上げているようです。

このアイデアブロック、これは5月26日（土曜日）ですけれども、中日新聞に掲載されており、皆さんも御承知かとは思いますが。これは営業マンが考案したということで、雑草の成長を抑制するというブロックです。

この、俗に防草ブロックといいますが、例えば国では、国土交通省名古屋国道事務所、尾張建設事務所、三重河川国道事務所、桑名建設事務所など、県では、愛知県、岐阜県、三重県、市町村では、名古屋市、一宮市、豊明市、小牧市、日進市、稲沢市、桑名市、津市、亀山市、いなべ市、岐阜県では、可児市、それから町村では富加町といったところが採用しております。国の関係では、44工事箇所、県では52工事箇所、市町村では14カ所の工事が平成23年度で完了されているようです。

先日ですが、建設課の職員の方3名が軽トラックで、道路わきの除草ということで除草剤を散布しておみえでした。暑い日でしたので、大変御苦労さんだなあというふうに思いました。一日で3名の作業でどれだけ除草散布ができたでしょうか。

やはり経費の削減並びに費用対効果を上げるためにも、新しい技術、アイデア品である防草ブロックを導入することは事業のブラッシュアップ化にもつながると思います。

本年度も本市では、道路建設事業、道路改良事業が各地域で計画されています。防草ブロックを導入し、経費の削減を図ってはどうかという点について、産業建設部長さんの御所見をお聞かせください。

次に、題目の2番目でございます。

本市の防災についてという点で、地震、土砂災害、火災等の対策の新たな取り組みという点でございます。

狭い道路、狭い路地、そういったところに面する木造住宅密集地域の防災対策はという点でございます。将来、3連動地震が懸念される中において本市の狭隘路地、道路に面する木造住宅密集地域がありますが、地震や土砂災害、火災等の発生に対する対策の新たな取り組みについて、総務部長さんの所見をお聞かせください。

これもちょっと写真を撮ってきました。

皆さん、もう御存じだと思います。これは、真正地域の十四条地域でございます。道路が狭いもんで、センターに排水があるだけでございます。

それから、これはお隣の糸貫地域でございますが、ここも道路が狭いもんで中心部に側溝だけ設けてあるということで、こういった木造が密集している地域でございます。

次に、第2点目でございます。こういった木造密集地域に火災等の発生時には、消防車が入れないという狭い路地でも渋滞した道路でもぐいぐいと進んでいき、初期消火、情報収集、医薬品等の緊急搬送にも活用できるバイクの特性が見直され、消防用バイク、俗に言う赤バイが各都市の消防本部に導入、配備されていますが、本市の消防本部等について導入並びに配備をしてはどうかという点でございます。

そこで、赤バイについて御紹介させていただきます。

こういったスタイルで、赤バイというふうに出ております。

赤バイにもちょっと歴史があるようですね。調べてみましたら、大正7年に誕生した警察バイクが車両全体を赤く塗られていたのので、俗に赤バイと呼ばれていたそうです。しかし、昭和11年に白く塗りかえられ、白バイと呼ばれ、現在に至っております。

消防用の赤バイクが誕生したのは、交通渋滞が著しく、消防車が災害現場の到着がおくれ問題になってきたときに、大阪市で赤色灯にサイレンをつけ、消火器を搭載したバイク部隊を発足させました。これが赤バイといえます。この赤バイは、昭和41年12月から敏動隊と呼ばれ、正式に運用開始されました。

また、東京消防庁でも昭和44年10月から、消防署が所有していた単車を改良し、赤バイとして暫定運用を始め、昭和46年2月から正式に運用されました。このころから各自治体でも、消火器を搭載し、赤色灯をつけた赤バイが見られるようになってきました。

その後、交通渋滞がひどくなり、危険性も増してきたということで、昭和51年ごろに廃止になったのを機に、各自治体の赤バイもだんだん姿を消すようになりました。

しかし、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における教訓から、消防車が入れない狭い路地でも渋滞でもぐいぐいと進んでいき、初期消火、人命救助、緊急応急処置、情報収集、医薬品等の緊急搬送にも活用できるバイクの特性が見直され、消防用バイクの導入を図る消防本部がふえてきました。

ちょっとインターネットで全国での配備状況を調べてみますと、関東では、東京消防庁、東京都東久留米消防本部、神奈川県横浜市消防局、埼玉県市川市消防本部、ここは非常に防災に対して力を入れている都市でございますが、それから和光市消防署、千葉県立川市消防局、栃木県日光市消防本部、関西では、大阪府の寝屋川の消防本部、兵庫県芦屋市の消防本部、東海地域では、愛知県瀬戸市消防本部並びに消防団に配備されております。それからまた、静岡県熱海市の消防本部、富士宮市の消防本部、岐阜県では、土岐市消防本部と関市の中濃消防事務組合に平成10年3月から配備されております。

ちなみに、こうした消防用のバイクの導入、配備の経緯は、日本消防協会から寄贈だとか交付金を受けて導入された自治体が数あります。

以上、インターネットでの調査ですので、もっと配備されている自治体もあるかと思えます。

また、本年4月の国会の予算審議において赤バイの導入、配備について、総務省の久保信保消防庁長官が「消防用バイクの配備は有効であると考えている、各消防本部に対して有効性について適切な助言をしていく」というふうに答弁をされました。

総務部長さんの御所見をお聞かせください。以上です。

議長（遠山利美君）

まず、1項目めの行財政改革についてのうち、さらなる取り組みとして各課で最低1事務事業のブラッシュアップの取り組みを目標にし、事務事業効果を上げてはどうかの答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

事務事業のブラッシュアップ化の取り組みにつきまして、お答えを申し上げます。

本市では、第1次行政改革を初めといたしまして市政の総点検を行うとともに、平成23年度から平成28年度までの5カ年を期間とする第2次行財政改革大綱及び実施計画を策定いたしまして、行財政改革を進めているところでございます。

近年、地方分権の進展や協働による行政、またITの進展などにより地方行政を取り巻く環境は大きく進展していることから、第2次行財政改革におきましては、経営感覚と質の高い行財政システムの構築を基本目標といたしまして、さらなる改革に取り組み、市民サービスの質の向上に努めているところでございます。

特に昨年度からは事務事業評価を実施し、効果やコストなどの検証を行い、内部評価による事務事業の改善に努めますとともに、今年度からは、さらに外部の方の視点によります外部評価を実施する予定でございます。事務事業の内容を再検討し、その後の状況による変更や見直しなどのブラッシュアップ化を図っているものでございます。

ただいま、政策研究グループによる緑のカーテンの設置を事例といたしましてブラッシュアップの手法の御提案をいただきましたが、事務事業評価を実施していく中で、さらに事務事業の経費の削減や事業効果を上げるための手法といたしまして、ブラッシュアップとして選定するなどの取り組みを前向きに検討してまいりたいと考えております。

議長（遠山利美君）

続きまして、手間のかかる道路わきの雑草管理として防草ブロックを導入して経費の節減を図ってはどうかの答弁を、産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、防草ブロックの件に関してお答えをさせていただきます。

道路の草刈りは、毎年、業者に委託し、除草を行うとともに、地域の皆様の御協力により除草を行っていただくなど、多額の費用と労力を要しております。特に歩車道境界ブロックとアスファルト舗装のすき間の雑草は、運転者の視界を妨げる交通安全上の問題や除去しづらいことなど、苦慮しているところでございます。先ほど議員おっしゃられました職員3人につきましては、まさにこの部分について除草を行っておったものでございます。

議員御指摘の防草ブロックは、国土交通省が運営する新技術情報提供システム（NETIS）に登録される新技術でございます。すき間から雑草が生えにくい構造となっており、防草効果が見込まれるものでございます。

市といたしましては、現状ではこの技術を採用しておりませんが、こういった新技術の採用により経費縮減を図ることは重要と考えておりまして、今後、議員がおっしゃられました他地区の施工場所の視察をいたしましたり、市において試験施工を行ったりして、効果を検証して使用の検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（遠山利美君）

2項目め、地震、土砂災害、火災等の対策の新たな取り組みについての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、まず1つ目でございます。木造住宅密集地域の防災対策についてお答えいたします。

まず地震対策といたしましては、地震に対する安全性の向上、これを図るために昭和56年5月以前の旧耐震基準により建てられました木造住宅を対象といたしまして、耐震診断を実施します本巢市木造住宅耐震診断事業や、耐震性が不足する木造住宅の耐震補強工事の補助を行います本巢市建築物等耐震化促進事業、これを実施しています。

また、これらの事業に関連いたしまして、市内の木造住宅の密集した地域を対象としまして、「耐震啓発ローラー作戦」ということで戸別訪問を行いまして、こうした耐震啓発活動を随時実施しておるところでございます。

次に、火災対策といたしましては、消火栓や防火水槽といった消防水利でございますが、こういったものを適切に配備しつつ、火災発生時におきまして車両通行が困難な場合がございますけれども、消防署や消防団が所有いたします小型動力ポンプによります消火活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、本巢トンネル以南の本巢都市計画区域内におきましては、これは平成22年10月からでございますけれども、消防活動等に支障を来します幅員が4メートル未満の市道に隣接する住宅等の建てかえに際しまして、後退用地の測量に要する費用ですとか、門、塀、または樹木等の除去、こういったものに要します経費の補助を行います狭あい道路後退用地整備事業を実施し、これにつきましては、また広報紙などで市民の皆さんへの周知を図り、狭隘道路の解消に努めているところでございます。

しかし、木造住宅密集地域におきましては、地震、火災等の被害を軽減するためには、消防署ですとか消防団、こういったところの公的機関による活動だけではなく、住民の皆さんや自主防災組織、こういったところによります自助・共助といったことも重要であると考えておりまして、市といたしましては、こうした自助・共助の活動を推進するため、毎年実施しております市の総合防災訓練、これの実施内容を工夫するなどいたしまして、市民の皆様の防災意識の高揚や、災害への備え、地域における防災活動の推進につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今年度より、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織活性化事業補助金、こういったものを新たに創設いたしまして、消火器、消火栓ホースといった初期消火に必要な消火用具ですとか、救出・障害物の除去用具等の整備に対しまして補助を行っているところでございます。

続きまして、2つ目の、消防車が入れない狭い路地でも渋滞した道路でも活用できる消防用バイクと、これの導入についてでございますが、消防用バイクでございますが、地震や火災などの災害時に、倒壊建物、道路陥没などで交通網が寸断されるなど消防車両が通行できない状況下におきまして、その機動力を生かしまして初期消火活動ですとか情報収集等、こういったことが行えることが

できるということで、特に渋滞の多い都市部ですとか進入困難な山間部などでの活躍が期待されるものであります。

本巢消防本部におきましては、これは以前でございますけれども、大型消火器を2本搭載しました消防用バイクですが、昭和57年11月まで配備していたという実績がございますが、災害での活動実績はございませんでした。

消防用バイクは、震災等災害発生時、こういった概要の把握には有用なものでございますが、本巢消防本部管内におきましては、消防車両が通行できないほどの渋滞の発生は、都市部ほどは予想されておりません。

先ほど議員さんからございました、現在、岐阜県内では中濃消防本部が1台、恵那市消防本部が2台所有しておりますけれども、第一線の車両としての活動はしておらず、災害時での運用実績はないとのことでございます。

昨年の東日本大震災以降、消防用バイクの機能と役割が再注目され、導入計画を進められている自治体もあるようですが、本巢消防本部としましては、現装備、人員、これを有効活用することで消防用バイクの役割を担うことが可能であるということから、現時点でございますけれども、消防用バイクの導入は考えていないということを聞いておりますが、市といたしましては、本巢消防本部へは、この消防用バイクの有用性、こういったものについての助言は行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

1点目の企画部長さんの御答弁ですけれども、前向きに検討するということですので期待をしております。

それから除草ブロックの導入、これはぜひ、もう既にいろんなところで実証されております。ぜひ、早目の導入ということを要望しておきます。

それから消防用バイクのことですけれども、消防関係者の方は御存じかもしれません。初期消火には、背負ってできるインパルスというんですか、これは水タンクですけど、空気で圧力とともに水を出して消火するという、大体これは4回ぐらいしか使えんそうです。4発ぐらいしか撃てないんですけれども、これは非常に効果があるということを消防関係者の方にも聞いております。こういうのを消防用バイクに乗せて初期消火ができるということは、大変あれやないかなと思いますので、よくよく検討していただきたいと思って、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。昼からは午後1時から開会しますので、よろしく申し上げます。

午前11時28分 休憩

午後 0 時59分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 鏝本規之君の発言を許します。

2番（鏝本規之君）

それでは、通告に従いまして、順次質問をしていきます。

最初に、幼稚園の建設についてをお伺いいたします。

私は、今まで建設については、入札のことなんですけれども、分離発注ということをお願いをしてきましたけれども、本巢保育園の建設においては一括発注であったということなんです。そのときに市長さんにもいろいろなことで、どういうふうでそういうふうになったのですかということをお尋ねしたところ、経費節約等の問題もあるというような回答でございましたけれども、今回、糸貫の西幼稚園の建設においては、3つに分けるという分割の入札が行われました。この分割が悪いと言っているわけではありません。私は、もともとが分割をお願いしてある人間としては悪いと言っておるわけじゃないんですけれども、たまたま半年の間に一括発注と分割発注、同じ物件のような気がするんですが、同じような物件を幼稚園の建設において、片一方は一括でやり、片一方は分割にしたということは、どうも説明が足らなかったんじゃないかという気がする。

それで、一括発注のときの答弁と今どき分割発注したときの説明とがどうも整合性がないような気がする。市の長が発注するにおいては、たまたま市長が発注するという形になっておるけれども、そこに使われるお金は、市民の方たちから預かった大事なお金なんです。市民に成りかわって市が発注をしておるといふふうに解釈するのがよからうかと思っております。

そういう中において、どうして本巢保育園と糸貫の幼稚園の発注の仕方が違ったのかを御説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

ただいま、本巢保育園と糸貫西幼稚園の発注方法がどうして違ったのかということでの御質問でございまして、まず質問事項の1番といたしまして、本巢保育園の建設は一括発注であったがその理由はという形での御質問をいただいておりますので、これについてお答えさせていただきます。

工事の発注方法につきましては、一括発注と分離発注の2つの方法がございます。一括発注とは、複数の工種の工事を1つの工事として発注する方法であり、また分離発注とは、1つの工事を各種構成部分に分業し、工種別に分けて発注する方法でございます。

一括発注につきましては、資材が一括購入できることや建設機械が有効に利用できることから経

費が抑えられ、設計金額や契約金額を低くすることができます。また、現場管理におきましても、元請業者が下請業者を統括して管理することから、発注者としましては現場管理等の負担が少なくなります。

以上の点等を勸案の上、本巣保育園の建設におきましては、一括発注方式により発注をしたところでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

分離発注にした理由を、御説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、糸貫西幼稚園の建設を分離発注とした理由についてお答えいたします。

長引く景気の低迷に加えまして、昨年の中日本大震災により全国の中小企業者の事業活動にも影響が及んでいる中、国においては中小企業者に関する国等の契約の方針を定め、中小企業者の受注機会増大のための措置として分離発注を推進しており、さらに当該方針の中で地方公共団体に対しまして、国等の契約の方針を参考に、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請がなされているところでございます。

したがって、本市におきましても当該方針を踏まえ、平成24年度より特に規模の大きい建築工事につきましては、可能な限り分離発注を行うこととし、今回の糸貫西幼稚園改築工事につきましては、建築、電気設備、機械設備に分離をして、それぞれ発注をしたものでございます。

なお、公共工事が地域経済の活性化に資することを踏まえ、今後もコスト縮減、品質の確保、工期の厳守、市内企業の育成、受注機会の確保、市内経済への波及効果などを考慮し、入札制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

前にも聞いたことでありますから、いかに矛盾があるかということは、今、答弁された当の本人が一番よくわかっているかと思っております。

今、副市長の中の答弁でありましたように、閣議決定というのは、これは23年6月28日に出ているんですね。これは23年6月28日ということですから、当然、本巣保育園の入札の前にこれが出ているんです。これが出てから半年近くたってから本巣保育園の入札が行われている。そういうと、閣議決定の方針に従って今回は分離発注をしたよということになりますけれども、閣議決定の要望

というのは6月28日にもう出ているわけなんですね。それで、そのことがきちんとかうやって書かれている。できるだけ分離発注をして、地域発展のために雇用しなさいというようなことが書かれている、今、副市長が言われたとおりのことが書かれている。

そうすると、半年前に行った一括発注と半年後に行った分離発注との整合性は、今の説明を聞いてもよく理解ができない。私が理解ができないということは、一般の市民の方にも少なからず理解のできない人がいるんじゃないかと思っているわけです。ですから、私のところにいろいろと電話等が入ってくるわけなんです。で、いろんなうわさ話、嫌なことでもいいことも入ってきます。ですから、あえて聞くんですね。

この後で黒田議員もこのことについて質問されるようですので、余りこのことに時間を割くつもりはありませんけれども、基本的に市長さんというのは物事をなすときに、私たち議員に、前はこういう方法でやったけれども、次はこういうふうに変えますよということを、もし変える場合は報告があってしかるべきだと思う。また、今回行われたようなことで、前の議会で答弁したことと今回の答弁とではいかにも整合性がとれない、そういうようなときには、前もって事前に、こういう方法で行いたいと思うけれども、承知おきを願いたいというような形で言ってもらえれば物事はなしていくかなあと。

ただ、もう1点は、今回のことに関して分離発注ということになっておるんですけども、国の方針としては地域の活性ということになるから、当然私もお願いしてきたのは、地元の業者を優先して利用してほしいということをお願いしてきました。今回、3つに分けての分離発注でございますけれども、建物を建てるものにおいては地元の方がとられました。ですけれども、ほかの電気と設備においては、本巢市に本店のある人が入札に参加しようと思ってもできる規模のものじゃないんですね。そうすると、地域にとって何のメリットがあるかということになってしまうわけなんです。そうすると、副市長さんが今言われたように、経費節減をもって物事をなして、いいものができて、あげくに地域に対して貢献ができるということになれば、一括発注でよかったのではないかなあとと思っているわけなんです。一括発注で受ければ、とった人が、電気屋さんにしても水道屋さんにしても設備にしても何にしても、自分のところがいい人を選べ、下請として使うことができる。当然、地域のところでそれだけの大きな工事ができなかつれば、大きな工事のできる市外の人をお願いをしても、小さい工事はできるだけ地元の人を使ってくださいよということはお願いができるかと。そういうようなことができるようにするのも、一つの方法ではないかと思っております。

ですから、本巢の保育園のときの一括発注においては、さほど私はいろんなきついことは言わなかったかと思う。今回もそういうふうになされるかなあとというふうに期待はしておりましたけれども、残念ながら分離発注ということで、地域の人にとって、何ら企業にとってプラスになるようなことが非常に少なかったかなあとというふうに思っております。

入札のことは、あとは黒田議員にお任せするとして、またその中で材料のことについて、1つお伺いをいたしておきます。

仕様要領、その他もろもろのところ、前にも一般質問をしたんですけども、建設で使われる

材料等について有害物質が非常にたくさん出るということで、このきょうの文書の中には「5品目」と「10品目」と書いてありますけれども、これは過ちでありまして、「6品目」「13品目」の過ちですので、承知おきを願いたい。

6品目の検査をするようにということは、発注元のほうが要望として物事がなされているかなあというふうに思っておる。そのことにおいて、6品目では少し検査が足りないんじゃないですかということで、13品目の検査をするようにというふうに、前回、そのようなことをお願いしておきました。

で、今回の私の質問は、その回答がどのようになっているのかということと、それからもう1点は、そういう検査をしなくても済むような材料を使ったらどうだということ提案したかと思えますけれども、そのことについての御説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

糸貫西幼稚園につきましても、本業保育園と同様に施設を利用する園児が安全で安心して利用できるよう配慮した建物となるよう計画をしております。

なお、建設材料につきましては、以前に全協の中で、議員より木材の使用についての御意見をいただいております。その結果、床や建具以外の廊下の壁の腰下部分にも木材を使用するよう配慮しております。

また、床材でございますが、これにつきましても県産材を使用する予定となっております。建築材料につきましても、現在建設中の本業保育園と同様に、日本農林規格で定められましたフォースターの建築材料を使用いたしまして、健康面につきましても、十分に配慮した計画となっております。

それともう1つ、ただいまの御質問の中で揮発性の有機化合物の話が出たわけでございます。この揮発性の有機化合物、VOCというものなんでございますが、二、三例を挙げて、その特性について説明をさせていただきますが、まずホルムアルデヒドというものがございまして、これは机とか、いすとか、またフローリング、そして断熱材がその発生源の可能性があるとございまして、においは、ホルマリンとか防腐剤のにおいがするということでございます。

また、トルエンにつきましては、これは油性のニスとか、あと樹脂系の接着剤などでございまして、発生源の可能性があるとございまして、においにつきましては、ガソリンのようなにおいがするということでございます。

そのほかにも、キシレン、それからパラジクロロベンゼン、それとエチルベンゼン、それとスチレンというものが6項目あるわけでございますが、このほかにも実は7品目ほどがありまして、おのおの室内濃度の指針値が設定されておるわけでございます。そうしまして、その数値は、室内濃度指針値は、その時点での科学的な知見に基づきまして、一生涯この化学物質について指針値以下

の濃度の暴露を受けたとしても、毎日等の健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値ということでありまして、その濃度の測定につきましては、今回、学校環境衛生基準に基づきます、先ほど述べました6品目に加えまして、厚生労働省の化学物質の室内濃度指針値にあります残りの7品目につきましても、これにあわせて実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

前をお願いをした6品目から13品目の検査にするようにというお願いを、13品目に従って検査をするということで、それは非常にありがたいなあというふうに思っております。

今の説明の中でもありました、片仮名を読むことは私は非常に苦手なんですけれども、これは最初に言われたホルムアルデヒドというのですかな、そういう舌をかんでしまうような名前のもんですけれども、これは合板に使う材料のはずなんです。この合板に使うときに、その材料を使って合板をつくっていくんですけれども、これは割かしいいものであって、非常にある程度クリアをすればいいであろうということになっておると。だけれども、よその悪い素材品は、その今言われたホルマリン何とかという難しい名前のもを使わなくて、悪性の強い、毒性の強いものを使うんですね。それをいかにもいいものにしてありますよというふうにする物質、この使っておるものそのものが、このホルムアルデヒドというものも余りいいものじゃないんだけど、それが出ないようにする材料もあるんですね。だから、悪質のもですよと、そんなに悪質は持っていないんだけど、悪質ですよと国で定められているものもある。そうすると、それを隠すための材料もあるんですね。この難しい名前の後にキャッチャーとかというような名前をつけて、それを抑え込む材料があると。そうすると、それがあれば、検査を受けたときにそういう物質が飛ばないようにしてあるから、検査を幾ら受けてもわからないんですね。ですから、13通りの検査をしなさいということで了解を願ったんですけれども、その中で13通りの検査をしてもらえれば大いに結構、特にこのトルエンというのも、今、部長が言われたように、これも頭の障害を起こす非常に悪いものである。わかりやすく言うとシンナーなんですね。ですから、こういうものをどうやって抑えていくかという、そういう抑える物質を検査するのも方法かと思っております。

その中で、物事がなしていけばいいかなあと思っている。ただ、いろんな悪質な有害なものが出てきても、大人にとってはさほどそう影響はなくても、子供にとってはすごく影響のあるものが多いんですね。で、大人の空気を吸う量と子供の空気を吸う量を比べると、10倍強、子供のほうが余計吸うわけなんです。それが吸収されるということは、大人にとって1のものは子供にとって10なんですね。そういうこともかんがみて、徹底的に検査していただくと幸いかと思っている。

また、建設の中においては、当然そのことを含めて要望はしておられるかと思っておりますけれども、たまたま要領を見させてもらった中に、私は見てもわかりませんが、一般の市民の人から、

防腐剤処理についてということで問い合わせがあったんですね。こういう要領についてはインターネット等で公表されていると思いますから、一般の市民の方も見るができるかと思う。そういう中で、私も知らないような名前のものが載っていると。これは国で定められたものでは、国で禁止されているものじゃないんですかと、それをなぜ本業市は使用することを前提にして設計がなされているんですかという指摘をもらったわけです。

よくわかりませんので調べたところ、ここに書いてある防腐処理の中でクレオソート油というのかな、これが油なのか、そういうものが書かれていると。これが余りよくわからないのでちょっと調べたところ、コールタールみたいなものだということなんですけれども、これは公共事業等では、もう使うことが禁止されている。欧州のほうにおいては、そのものを使った材料の販売すら禁止されているというくらい毒性が高いものだという認識なんです。それで、さわれば炎症を起こすであろうし、吸えば肺がんになる可能性もあるだろうしという、非常に厄介なものというふうに説明がなされている。どうしてこれがこの要領の中に書いてあるのかなあという、このことについて設計事務所にも少し聞いてみたんですけれども、明快な回答が得られませんでしたけれども、ひとつこのことについての御説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御意見でございます。木工事の中のクレオソート油の使用でございますが、このクレオソートというのはもともと防腐剤に使うものでございまして、かつて発がん性のあるものと、それと揮発性の、要は有機化合物の発散、それとにおいがあるということでございまして、クレオソートの使用を控えさせていただいて、人体に影響のない防腐剤を使用したいというふうに今考えておるわけでございます。

防腐剤の材料につきましては、今後、請負業者及び設計の監理会社と打ち合わせの上、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

工事の中でいろんな問題が出てきて、それをいい方向に持っていくことは大いに結構なんです。また、そうしてもらわなければ困るし、またそうするのが当たり前だと私は思っている。けれども、こういうものがインターネットで出るんですね、要領として。その中に、大きくこのクレオソートというのが名前が載っている。そうすると、父兄さんにとってはこういうものを多く使用しているのではないのかと、いろんなことで疑心暗鬼になっていくんですね。不安をあおるようなことは私したくはないし、これを即刻削除してほしいなあという気はするんですけれども。

もう1つは、結果としてこの設計業者にこれを設計の中で頼んだときに、そういう法に触れるよ

うなものを使用することをよしとする設計をするような設計会社に、どうして設計を委託したのかというのが非常に疑問に思う。そのことについての御説明をお願いします。

議長（遠山利美君）

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

今の設計業者のほうへ私どもも依頼をしまして、設計を上げてきたものを、結果を見せていただくわけですが、その中にはいろんな種類の材料、そうしたまた成分等を含んだものがあるというところがあるわけですが、私のほうでなかなかそれが、一から十まですべてわかるというのは非常に難しいわけですが、今回のようにこうして御指摘をいただいたということもございまして、今後、中身につきましては、よく吟味をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

新しく部長になった人ですので、余りきついことを言うとかわいそうだなあということもありますのでこの程度で控えておきますけれども、基本的には、こういうものを本巢市のホームページ等に載せる場合、ある程度のところはチェックをしているはずなんです。また、チェックをしていなければいけないと思っております。それは全部のことを市長さんにチェックせよと言ったって、それは無理だ、そのために各部があると思う。だから、当然部長として、そういうものはどうか、こうであるかということはチェックをして、そして間違いないであろうというものをホームページなりに載せないと、私はこれで今説明を受けたからわかるんですよ。また、建設事務所のほうにも問い合わせたし、またこういう本を出しておるところにも電話をかけて、少しこういうものはどういうものかということを知りましたが、実質的には、その他もろもろの説明を受けてみると、そんなに心配することはないかなあというのがここではわかるんですね、私は聞いている。けれども、これだけを見た人は非常に心配になるんです。ですから、そういうことも含めて対処をどのようにするか。

また、先ほど冒頭に質問しました一括発注と分離発注のことについて、また今後、こういう有害物質等の検査について、当然、本巢保育園、それから糸貫の西と、次に東と、3つの幼稚園の建設にかかわっていくわけなんで、そういうものに対して総体的な物の考え方として、今後どのように持っていくのか、またこういうような問題に対してどういうふうに対応していくのか、市長さんの意見があったらお聞かせを願いたい。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、今、幼稚園の建設に関して、安全性の問題等々でいろいろと御指摘をいただきました。先ほど健康福祉部長のほうからお答えをいたしましたし、また議員のほうからもお話がありました。そのお話を聞いているとおりでございます。やはり大人と子供というのは全然違います。特に発達段階で抵抗力が弱い、特に幼児にとりましては、同じ量のもので、本当に受ける影響というのは大人の比ではございません。これは議員の御指摘のとおりでございます。

こうしたことから、我々もやっぱり子供たちが暮らす施設というものには最大限の配慮をしてくれなければならないというふうに思っておりまして、今回建設中の本巣保育園、糸貫西幼稚園、そしてまた今後も計画されております糸貫東幼稚園につきましても、この材料等につきましては、今、御議論の中でお話がありましたようなことを頭に入れながら、最大限配慮して、安全・健康面に配慮した園の建設に努めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど来、議員のほうからお助けいただきましたけれども、なかなか全部が全部職員でのチェックができないところもございます。やはり専門である設計事務所等々がしっかりとチェックもしていただいて、不安になるようなものはそういう計画の中に入れないように、そういったことをこれからしっかりとよく説明しながら、この計画をしていただき、そして建設もしていただくというようにしっかりと配慮をしてみたいというふうに思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

6 品目から13品目にするようにということの指示は、部長さんから聞いたときに、市長の強い意向であるということも聞いております。また、材料もできるだけ木のものを使用するようにということで、市長からの指示もあったということも聞いております。

そういうようなことで、これからは本巣保育園のことに、子供の成長にかかわることでもありますので、決めは決めとして、またトップとしての判断で物事がなせるものであるとするなら、そういうものは大いにいい方向に持って行っていただければいいかと思っております。

また、つけ加えて物を一言申しますけれども、この悪いものことは、わかりやすいようにホームページ等に記載をするなり、また削除するなりを早急にしていただければいいかと思っております。これはお願いをしておきます。

あとのことにおいては私の思うようなことになってきておりますので、あとは本当に実行されるかを見守っていきたいと思っております。

次は、モレラ北にある市有地についてお伺いをしたいと思っております。

このモレラ北にある市有地は広大な土地ということで、私はこの土地を購入するときは議員でありませんでしたので、あの土地を買うときの目的、大体は聞いてはおりますけれども、どういう目的で、どういう順位で物事がなされて買うことになったのかの説明を改めてお願いいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

モレラ岐阜北の土地の購入目的につきましてお答えを申し上げます。

モレラ岐阜北にございます市有地につきましては、平成17年度に市が土地開発公社に先行取得を依頼いたしまして、公社が約2万坪の土地を坪単価3万8,000円という価格で購入したものでございます。

先行取得を依頼したときの当時のこの土地の事業計画につきましては、本巢・糸貫及び真正の各給食センターを統合いたしまして施設を整備するほか、糸貫東幼稚園と西幼稚園の統合による幼稚園、また糸貫地域の下水道処理施設、ストックヤード、防災倉庫等を整備することを目的といたしまして用地を取得したものでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今の説明ですと、現状においてその説明に5つの目的を持って買われたようなふうですけれども、現実にはどのように今なっておるのかの御説明をお願いします。

議長（遠山利美君）

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

モレラ北にございます市有地の整備につきましては、当初計画しておりました糸貫地域の西幼稚園、東幼稚園を統合した幼稚園の建設につきましては、子どもセンター跡地に現在の東幼稚園、それぞれ単独で整備を進めておりますほか、下水道処理施設につきましても、当初は糸貫地域の下水道処理施設を建設いたしまして整備をする予定でございましたが、合併処理浄化槽による整備を推進するという事としております。また、ストックヤード及び防災倉庫につきましては、既存の工場を利用して整備する予定でございましたが、建物の耐震、また再整備に予想外に費用がかかるということがわかりましたので、既存の工場を取り壊いたしました。

したがって、この土地の整備計画につきましては、現在、整備済みの給食センターのみというふうになっております。

また、モレラ北の市有地の現在の状況でございますが、6万434平米のうち2万3,621平米、約7,000坪を駐車場としてモレラに貸し付けをしております。残り3万6,813平米、約1万1,000坪につきましては、未利用となっております状況でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、計画どおり物事が済んでいるのは、見た目では給食センターの建設のみかと思っておるんですけれども、さきに一般質問をした幼稚園の西幼稚園、東幼稚園のことにに関して、本来は統合して1つの幼稚園にするということで土地を購入されたかと、どういう事情をもって2つに分離をまたしなればいけなかった、理由があったら御説明をお願いします。

議長（遠山利美君）

企画部長 石川君。

企画部長（石川博紀君）

統合すると規模も大きくなるということもございまして、また土地の問題、あとそれぞれ跡地に、移転するのに設備がまた、仮設が必要になるとかいった、そういったことがございまして、それぞれの場所に建設するということになったものと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

初志、目的で買った当時の17年と今の現状とで多少の違いはあろうかと思えますけど、前に一般質問の中でモレラの西につくる幼稚園の土地は、幼稚園を建築するにおいて最適な場所であるのかということで質問したところ、最適な場所であると回答がありましたけれども、モレラ北の土地を買うときには、統合をして、そこを最善の土地として購入をされたと思う。それが最善の土地じゃないという答弁に変わっておりますし、本来、2つを1つにするという目的で物事がなして、買われたと思うけれども、それがまた2つになったと。当初の計画で物事が済んでいるものが非常に少ない。

また、下水道処理においては、市長さんの考えでそういうものは方向性を転換していこうと、個人浄化槽に持っていこうというふうになっていますし、また部長の説明のとおり、ストックヤードにおいては、当初の購入した時点にあったものが耐久性が悪いということで、その時点で壊してしまったと。壊したから、もうストックヤードをつくらないよという理論になってしまっている。何となくおかしいかなあという気はするんですけれども、現実的には、あの土地が今言われるように、余り利用されていない。この状況から見て、家賃、少し土地を貸しているということなんですけれども、このまま行くと、計画のとおり何も実行されないまま、あのままずっと塩漬けといふのかな、そういうような形になっていくというのは、非常に一等地である以上もったいないかなあと思っている。

で、そういう中で私は私なりに少しいろんなことで考えてみまして、何とかお金のかからなくていい方法で再利用できるものはないか。また、いざとなったときにその土地をもとの方向に戻しても、また市の建物をつくる、その他もろもろを原状復帰、要するに更地に戻すのにお金のかから

ない方法は何かないかということで専門の人たちと相談をしたところ、芝生公園をつくるならお金が余りかかりませんよというようなことで提案をいただきました。じゃあ、どのくらいお金がかかるんだということで、設計もすべて、最高の設計でどうですかとって見積もらせたものがこれなんですけれども、そこに資料として少し出してあるかと思うんですけれども、電気工事も、それからいろんなこともすべて最高級のものでやって10億はかかりません。電気と、それからいろんなものを少しずつ、ベンチ等、建物等をどんどんどんどん低くしていけば、非常に安い金額でできるんですね。あのところは専門家の人もおられますので余り詳しくは言いませんけれども、芝生を張るだけで物事がなしていくとなると、非常に施工も安く済む、というのは、今あそこに置かれている砂利、砂がそのまま利用できるんですね。ですから、大いにいいのではないかなあという気がしておるわけなんです。

企画部長のほうで何か、そういう公園をつくることじゃなしに、また別の今言われたこと以外に何か計画があるなら、さきにそのことを言ってもらえれば幸いかと思っております。

議長（遠山利美君）

企画部長 石川君。

企画部長（石川博紀君）

現在の計画でございますが、先ほど御説明いたしましたように、当初の計画と大幅に変更になっております。今後の計画につきましては、いまだ未策定という状況でございます。

市の財政状況も大変厳しいということでございまして、現在の財政計画の中でこの土地を活用させるというのは大変難しいという状況でございますが、しかしながら、この土地につきましては、東海環状自動車道の糸貫インターがすぐにいるという計画でございますので、利便性の高い土地ということでございます。民間活力の導入ということなどの可能性も含めまして、有効な土地の活用を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

有効活用ということで私も提案をさせてもらいたいですけれども、私もこちらに来て、ちょうどこれ15年目に入った。糸貫のところに住んでおりますけれども、半世紀も前から根尾を見たり、それから本巣を見たり、真正を見たり、北方のほうもよく遊びに行っただけなんですけれども、その中で、今ここで15年間生活をさせてもらって、周りをずうっと見てみますと、この旧糸貫町、非常に公園が少ないんですね。真正には、公園らしい公園が結構あるんです。この糸貫においては、公園らしい公園が何一つない。小さな公園はあるにしても、本当に公園が、どうしてこういう政策を今までやってきたかなあ。旧糸貫のバッジをつけていた人は何を考えていたかなあというようなふうで、非常によそと比べたときに、何でこんなに公園が少ないのかなあというふうに今思っております。

そこで、本巣の一等地でありますし、高速道路のインターチェンジもできるということで、市民

の人が憩えるような芝生広場をつくってはどうかあというふうに思っておりますし、これは私の提言としておきますけれども、市長さんに何かいい考えがありましたらお聞かせください。

議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

モレラの北の土地の活用でございます。これは、市長になりましてからも何人かの議員さんからそれぞれ御質問を受けて、その都度、お答えもさせていただいております。なかなか、いい案があればひとつのお話もさせていただいておりますし、また具体的に今後どうするかということを検討していきたいということ、かねてから御答弁を申し上げておるところでございます。

このモレラの北の土地は、そもそもが先ほど企画部長がお答えしたとおりのことで、当時、買収したものでございます。そんな中で、給食センターがすぐできた。その後、幼稚園の統合というのがありましたけれども、これにつきましても、先ほどちょっと企画部長がお答え申し上げましたけれども、私がそこに統合幼稚園というのはなかなか難しいよというお話を当時からしておりまして、それは何かといいますと、今、それぞれ幼稚園が200名に近い幼児をお預かりしていると。そこに統合となりますと、小学校、中学校の400人、500人なら、まだいいんですけど、保育園、幼稚園の400人から超すというような方々を一緒にあその中で保育するというのは、私はなかなかそれは難しいだろう。やはりこれはしっかりと保育をしようとする、やはり200人以下のところできしっかりと体制を整えてやったほうが、やはり子供の安全のためにもいいんじゃないだろうかとということで、統合幼稚園ということじゃなくて、やはりできるならば現在のそれぞれの幼稚園があるところの近辺で建て直すという方向がいいんじゃないだろうかとということで議会にも報告させていただき、また議員の皆さん方からも了解も得て、今回、西幼稚園、そしてまた東幼稚園の整備ということに着手させていただいております。

それから、また下水道のほうも、当初、糸貫地域の下水道計画という中で、先ほどもちょっと部長のほうからもお話がございました本巢市が置かれている財政状況、これが10年、20年前の話であれば、かなりそういうことも可能であったのかわかりませんが、今、これだけ厳しい財政状況になってまいりますと、ここに下水道の処理をやって、これから何百億近い借金を背負って、本当にこれから本巢市がやっていけるかどうかというような、そういう財政的な心配もございまして、それとまた、今の合併浄化槽がかなり昔と比べますと精度も高くなってきて、下水道で処理するのと変わらないぐらいの排水の処理能力が出てまいっております。そういうこともいろいろ考えながら、下水道云々をやるよりか、単独、いわゆる浄化槽方式のもいいんじゃないだろうかとというようなことで下水道審議会等々にもお諮りを申し上げて、決定もさせていただいて、答申を受け、そして今現在、そういった方向で進めさせていただいておりますということで、当初大きく想定しておりました施設が、それぞれモレラ北のところなくなったということでございます。

しかし、今現在、土地はモレラのほうにお貸しをしております、それぞれの土地の使用料というのが、ちょうどこの残っております土地分の、いわゆる借金で今運用しておるわけでございます

けど、それに係る利子相当分は、今、利子に係る分の以上のものをモレラから借地料でいただいてやっているということでもございます。

そういった中で、私としてもこの辺を何とか、先ほど企画部長がお答え申し上げましたように、すぐ近くに糸貫インターができる。これは2020年という一応目標が出てきておりますけれども、東海環状が開通するということを考えますと、あそこがインターのすぐ前になると。我々でいえばいわゆる一等地になる。この本巢市にとっても、いわゆる一番いい土地になるんじゃないかというふうに思っております。そういうところをこれからうまく活用していかなきゃいけないなということも考えております。

そういった中で、先ほど来申し上げておりますように、財政的な問題も出てまいります。ここに市で大きな施設をつくるとかというようなことはなかなか、今の時点、3万5,000のまちではなかなか、やっていこうには難しい時代になっておるということでもございまして、何とか民間の活力、そしてできるだけ公費を投入せずに、何とかあそこに市民の皆さん方が喜んでいただけるような、そしてなるほどなと、玄関としてもいいなというような、そんなようなものができれば大変いいんじゃないかという思いもしております。ぜひそういう方向も考えながら、このモレラ北の市有地というのを考えていきたいというふうに今思っております。

特にこれを、こういう施設を、ああいう施設をという、今、考えのところはございまして、前々からお話し申し上げているように、この土地の有効活用というのに頭を悩ませているというのが私の今現在の状況でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

市長さんの立場としては、なかなか明快な言葉は出せないのが、ことはよくわかっております。ただ、物事をなすのには、やっぱり政治的勇氣ある判断が、また決断も必要かと思う。

これからは、当然、合併特例債の期日も迫ってきているだろうということも踏まえて、もう少し市民の喜ぶもの、また本巢市の中に1つくらい大きな、お金のかからない公園ですよ。大きな施設をつくったり、云々するじゃない、極力経費のかからない公園をつくって、老いも若きもそこでたむろするというようなものができれば幸いかなあと思っています。

また、そういう老人の人たちを、施設の人からも、そういう人たちが集える場所に連れていって散歩をさせてあげたい。狭いところに入れておくんじゃなくて、広いところに連れていって、コンクリートの上だと転んだり、板の間だと転んだりする。芝生のところだと多少転んでも大丈夫だということで、そういうところに行けるようなところがあると非常にありがたいなあということも聞いております。

ここで即回答をせよということは当然私も望んでおりませんが、そういうことも踏まえて、市長が勇氣ある決断を臨むことを期待して、一般質問を終わりたいと思っております。

議長（遠山利美君）

続きます、3番 黒田芳弘君の発言を許します。

3番（黒田芳弘君）

議長の発言許可のもと、始めたいと思いますが、最近のニュースを目にいたしますと、昨今、日本人の道徳心というものが少しおかしくなっているように感じております。年収が何千万もある人の親が、合法とはいえ生活保護を受けていたり、幾らただになったからといって少しの熱や鼻水だけで子供をすぐ病院へ連れていったりする親、「頑張れ、東北」を合い言葉にみんなで被災地の復興を願ったはずなのに、自分の住むところへは持ち込むなよと瓦れき受け入れには強硬に反対する姿、こんなことを目にすると、同じ日本人として少し悲しい気持ちなのは私たちだけでしょうか。

現在、日本で大きな議論を展開している社会保障と消費税の問題、そして原発再稼働と電力不足の問題、我々日本人は、これらすべての問題に対し、国民として国の将来を考え行動すべきではないかと考えます。今こそ、これまで大切にしてきた日本人の道徳心をいま一度思い起こし、国の再建を目指すときではないのか。

そんなことを思いながら、通告してあります3点、7項目について順次質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目でございますが、市の発注工事、公共工事についてお尋ねをいたします。

公共工事の発注に当たっては、今までにも何人かの方が入札や発注方法について質問された経緯がございますが、近年、入札方法が多様化し、複雑さが増し、市民の目から見ても非常にわかりづらい、またさまざまな疑問が指摘をされ、いろんな意見が私のところへも届いております。この質問につきましては、さきに鏗本議員が類似した質問をされましたが、私は私の観点でただしていきたいと思います。

そこで、まず1点目でございますが、この公共工事の中で特に大規模な建築工事ともなりますと、その発注に当たり一括発注にするケースと分割発注にするケースがございますが、長所、短所など、それぞれの特徴についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、大型工事におけます一括発注と分離発注の長所、短所といったことのお尋ねでございますが、お答えさせていただきます。

まず、一括発注につきましては、現場内におきまして建設機械を有効利用することができる、こういったことから機械の経費を抑制し、また資材につきましても一括で発注するといったことが可能となることから、購入価格を抑えるために発注する場合の設計金額ですとか契約金額を低くできるものと考えられます。

また、現場管理におきましても、いろんな工種がございますが、こういった工種の下請業者の方

を一括して元請業者が管理をするといったことから、工程管理がスムーズに行うことができると考えます。

一方でございますが、中小企業者の受注の機会といったものにつきましては、分離した場合と比較すると少なくなるんじゃないかなというふうに考えられます。

次に分離発注につきましては、中小企業者の受注の機会を増大するというを目的に行うものでございます。適正な規模の工事を分離し、競争入札を行った場合には、各工種ごとでございますが、それぞれ競争が行われ、すべての工種を一括発注した場合と比べて下請等に係る諸経費でございますが、こういったものを削減することが可能となるといったことから、結果としてコストを低く抑えることが期待されるものでございます。

また、専門工事業者に発注することによりまして品質面におきまして、それぞれの専門性を生かした工事施工が期待できるということが言えると思います。

ただ、分離することで経費が上昇し、設計価格が高くなるといったことも考えられるかと思いません。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

今、それぞれの特徴について答弁がありましたが、感想だけ申し上げますと、今の説明だけ聞きますと、一括発注のほうが市にとってはいいのではないかと、こんなことを申し上げながら次に行きたいと思いますが、本市においては、昨年の12月に本巢保育園改築が一括方式で発注がされました。このときの説明は全協でされたかと思いますが、工期のことや経費、今言われたような経費削減のことを理由にされておりましたが、この工事が設計金額6億9,800万円余りで発注され、6億8,770万円余りで落札がされました。そして、本年4月には糸貫西幼稚園改築が設計金額で建築が5億4,800万円余り、機械設備が1億700万円余り、電気工事が8,060万円余りで、総額にしますと7億3,700万円余りで発注をされました。この保育園と幼稚園、設計金額6億9,800万円余りと7億3,700万円余りの、同種類、同規模の建築物の発注を一括方式から、今回は分割方式で発注をされました。このことについて市民の方から、本定例会の開会直前に問い合わせがありました。なぜ12月には一括で発注をしたのに、4カ月後に発注された同種類、同種施設、同規模の建築物物件を分離して発注したのか理由がわからない。この一貫性がない発注方法に対する疑問の声でありました。私は、恥ずかしながら、この質問には答えることができず、みずからも疑問に思いましたので、その理由についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

昨年12月発注の本巢保育園、それからことし4月発注の糸貫西幼稚園におけます発注方法、一括

発注と分離発注でございますが、これの違いの理由ということでございますが、先ほどの鏗本議員への回答と重複する部分もございますが、まず発注方法でございますが、今、議員がおっしゃいましたように、一括発注、それから分離発注、この2つでございます。くどいようですが、一括発注といえますのは、複数の工種を1つの工種として発注する方法でございますし、分離発注とは、1つの工事の中で各種工種ごとに、構成部分ごとに分離して、工種別に発注するといった方法でございます。

まず一括発注でございますが、先ほどの御説明と重複する部分がございます。資材が一括で購入できること、それから建設機械が有効にできること、こういったことから経費が抑えられ、設計金額や契約金額を低くすることができます。それから、現場管理におきましても、元請業者が下請業者を統括して管理できるといったことから、発注者側でございますけれども、現場管理等の負担が少なくなるといったこともございます。こうした点を勘案の上、本巣保育園の建設におきましては、一括発注方式により発注したところでございます。

しかし、長引く景気の低迷、こういったものもございます。また、昨年の東日本大震災、こういったことを受けまして、これが全国の中小企業者の事業活動にも影響が及んでいるといったことから、国におかれまして中小企業に関する国等の契約の方針が定められまして、中小企業者の受注機会の増大の措置ということから分離発注を推進されているところでございます。こういったことが方針の中で地方公共団体に対しましても、こういった契約の方針を参考に、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるようという要請がなされてきているところでございます。

したがって、本市におきましても、この方針を踏まえまして、平成24年度より特に規模の大きい建築工事につきましては、可能な限り分離発注を行うとしたところでございまして、今回の糸貫西幼稚園改築工事につきましては、建築、電気設備、機械設備、この3つに分離をいたしまして、それぞれ発注をしたものでございます。

なお、公共工事が地域経済の活性化に資するといったことを踏まえまして、今後も、コスト縮減、品質の確保、工期の厳守、それから市内企業の育成、受注機会の確保、それから市内経済への波及効果、こういったものを考慮して入札制度の適正な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

再質問させていただきます。

2点お伺いをいたしますが、今、それぞれの理由を説明されましたが、分離発注にした理由が景気低迷と震災から来る中小企業の受注機会の拡大が国からの通達があったため、西幼稚園については分離発注にしたということであったことを受けて、まずその通達時期はいつだったのかということが1点、そしてもう1点は、理由が中小企業の受注機会増大のために分離したことでありますか

ら、一括発注の場合は大企業が入札、下請の参加者になってしまうのか、また本巣保育園改築工事と比べて、そのメンバーが大企業から中小企業へ応札者がかわったのか、またその入札結果は、それぞれどうであったか。その2点、お尋ねいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

まず1点目でございます。国からの通達がいつあったかということでございますが、これは中小企業に関する国等の契約の方針ということで、平成23年6月28日の閣議決定でございます。これが、まず1つ目でございます。

それから、もう1点が、ちょっと私、余りわかりません。契約の結果でございますか。

3番（黒田芳弘君）

もう一回いきましょうか。

総務部長（川村登志幸君）

済みません。

議長（遠山利美君）

それなら、黒田君、もう一回。

3番（黒田芳弘君）

先ほどの説明ですと、景気低迷ですとか震災のことがあって、中小企業の工事の受注拡大のために国が分離しよということを通達されたということ、結果、その通達を受けて分離したという説明だったですね。であるならば、一括でやった本巣保育園と今回の西幼稚園は、当然、その大企業から中小企業にメンバーがかわったとか、何らかの変化といいますが、通達に沿ったものがないと、その説明がおかしくなると思うんですが、だから、その結果をお尋ねしておるんです。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

入札制度の中身の話になるかと思いますが、一括発注でございますと、本巣保育園は、JVで実施いたしました。それで、これは建築という1つのくくりの中で行いましたが、今回、西幼稚園では、先ほど申しましたように建築と電気設備と機械設備、この3つに分けたというところございまして、この参加を建築にこだわらず、この3つの工種の業者の方が参加していただけるというふうに進めたものでございます。お願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

答えになっておりませんが、僕、調べたので言いますけれども、一括で発注したメンバーと今回

分割で発注した建築工事は、調べますと、JVの頭はかわっていないわけですね。サブが1つ入れかわっただけと、そういう結果なんですわ。そうすると、全くもってその整合性がつかないということが1点。

それからもう1点、通達の日にちをさきに確認したところ、平成23年6月28日ですよ。本巢保育園は12月に発注されたんですよ。そうなりますと、この国の通達に本市は背いたということになりますよね。まず、そのことが聞きたいのと、この通達に背いたことにより、国から罰則とか、何かそんなことがあったのか、そこら辺もいかがですか。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

先ほど御答弁しました23年6月28日の閣議決定ということでございますが、本巢保育園につきましては、23年度予算で実施しておりまして、一括発注を前提とした経費を積算の上、予算計上しております。分離発注による対応が困難ということでございますし、もう1点、6月28日の閣議決定におきましては、適切な運用が図れるよう要請するということですので、今、議員がおっしゃる、そのペナルティーといえますか、罰則といったものはございません。お願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

もう1回言いますよ。先ほどの説明では、この長引く景気低迷と震災からの、中小企業を助けるために、その受注機会を拡大するために分離方式にしよという国の通達に従ってやったということなんですわ、今回の入札は。であるならばですよ、一括で発注したときは大企業だったので、小さい中小企業が参加できるようにしたというふうにならんとおかしいと思うんですが。

それで、先ほど私が申し上げたように、そのメンバーが余りかわっていないということなら、内容は何にも、方式が変わっただけで、通達には、その効果というんですかね、そんなものは全然ないかと思うんですが。いいですよ、答えられなかったら、それでもいいですけども、そういうことを聞きたいということですよ。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

建築という部分に関しては、今、議員さんがおっしゃるように、メンバーそのものは、ちょっと今記憶、私、よう比較していませんけど、かわっていないと思いますが、電気とか、あと機械設備、こういったところでそれなりに業者さんが入札に参加できる。これ、分けなかったら、この電気設備とか機械設備の業者さんは、元請としてその入札に参加することができなかったということになりますので、これはある意味一括と分離、今回、前の本巢保育園と西幼稚園での違いはあると思

ます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

まあ、いいです。

市長に、これ通告してありますね、括弧で、お聞きいたします。

発注にしては、一括にしても、分割にしても、常に一貫性というものがないと、ただいまのような説明を受けても、市民から見ると、何かそこら辺は市民にはわからないわけですから、市民から見て何らかの疑念を持つのは当然だと僕は思うんです。

私は以前から申し上げていますように、やっぱり納税者である市内業者への受注機会拡大が最大に優先されるべきであると考えます。中小企業の受注拡大といっても、中小企業とは、これは私、調べたんですが、建設業では資本金 3 億円以下、従業員数が 300 人以下というふうに定義をされています。本市の市内業者にあっては、中小企業といっても小規模事業者や零細企業というのがそのほとんどでありまして、これらを助けるために、本市は無理をしてまで、あえて住宅リフォームの助成事業をやっているのではないかと考えるわけであります。

地方分権が叫ばれて久しい中、地方の自治体は、生き残りをかけた戦いがもう既に始まっております。ですから、みずからが発注する工事は、地域の経済活性につなぐため、納税者である市内業者に発注をし、市内在住者への雇用拡大につなぐといった、これに特化した発注方法をとるべきではないのか、いま一度お聞きをいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

公共工事の発注について、今、それぞれ御質問があって、御答弁もさせていただいております。それぞれ言われておることが、論点の少しずれ違いのようなことも、ちょっとようようある部分もございませぬけれども、基本は鏝本議員にお答えし、また今、黒田議員にお答えしておりますように、私どもは、かねてから公共工事の発注というのは、やはり市内業者優先でやっていくということをお願いしております。市内業者のために契約等々はですね。市内業者でできないものはやむを得ませんけれども、市内業者でできるものは市内業者にやるということをかねてから指示もしております。どういう業者を入れるか入れないかというのは、議員御存じのように、私はそういう会議の中には一切入っておりませんので、それぞれどういう業者を指名しているとかということは全然存じ上げておりませんけれども、基本はそういうことを前提でぜひやってくれと、こういうことでお話をしております。

そうしたことで入札方法も、市内業者も入った一般競争入札、また指名競争入札、随意契約、そしてまた大きい工事になっても共同企業体方式というようなことで、可能な限り市内業者をそうい

う入札の場に入れて工事をしていくということで、実際、実施いたしております。

今後も、やはり議員御指摘のように、地域経済をしっかりと支えていただいております。これからも、受注機会を可能な限りつくり出してやっていきたいと思っております。

そういったことで、これからは公共工事の発注には市内業者を優先ということをしかりと指示しながら、そしてできる限り市内の皆さん方に喜んでいただけるように、そういうような入札方法でやっていきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

市長の考え方は以前より変わっていないことを確認しましたので、結構でございます。

3項目めに移ります。

今回のような、やっぱり大規模な発注物件に対しまして、ましてや、この発注方法を変えるような場合については、やはり事前に全員協議会や委員会などでその旨を説明して議会の意見も聞くべきではないのか。意見を聞くといいますが、今言ったようなことを説明するべきではないのか。そういうすることで、各議員が市民に問われたときに説明ができますし、また疑念を持つこともなくなるのではないかと、それが市民が望む開かれた透明性の高い議会と言えるのではないかと。

議会への説明責任について、市長にお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今、発注の方法を変えた場合、議会へ説明云々と、こういうお話もございました。発注の方法とかというのは、別に何ら新しいことをやっているわけでもございませんで、市のそれぞれの責任ある職員が構成メンバーになっております、いわゆる請負業者選考委員会というところで、総合的に発注方法をどうするか、そしてその時々、どういう市内業者、どういった方々を指名するとか、どういう方に入ってもらって一般競争をやるとかというような形は、それぞれそこで判断をいただいております、これは別に難しい話ではなくて、やましい話でも全然ございませんで、合議体でやっておりますので、そういうことは私は、いろいろな形で疑問を持たれるようなことはないというふうに思っております。

そういったことから、すべて公開の場で、公開というより、市の職員の中では公開の場でやっておるといって、それを議会に一つ一つ全部説明しないからどうかというのは、それはちょっと、そこまでいくのはどうかなというふうに思っております。

特に今回の本巣保育園の場合は、今まで基本的には一括で経費的なものを考えながらやってまいっておりますし、先ほど部長がお答え申し上げましたように、この一括発注ができれば23年度予算で、経費の合理化云々等も考えて一括方式でやってきた。それを23年の途中から、国のほうから、

こういう何とか分割法で多くの方に受注の機会をふやしたらどうだろうということで閣議決定をされ、その要請を受けたということで、そういうことを踏まえながら、24年度予算の中では、分割方式のことも考慮に入れながら予算編成もしたというふうに理解をいたしております。

そういったことで、それを踏まえて、議会のほうへすべてそういうことを一つ一つ全部言わなきゃならないかどうかというのは、そしてそれについて疑念とか疑惑を持たれるというようなことは、私は全然ないというふうに思っておりますので、その辺だけ御理解いただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、市長のお話で繰り返しますと、疑念を持たれるようなことは何もないので、そんな議会への説明の必要はないというような御答弁でございましたが、市民の方から見れば疑念を持ったんで私のところへ来たわけでありますので、やはりこの近い大型物件、特にみんなが注目するような大型物件でありますね、今回の物件は、それが、12月にはこうで4月にはこうだということについて、やはり僕らもそれだけ見ると、なぜというやっぱりクエスチョンがつかますんで、そこら辺は市長は必要はないとおっしゃられましたが、私はどうかなあということは思いますので検討してください。

次に移ります。

2点目、原発の再稼働についてお尋ねをいたします。

東日本震災から2回目の夏を迎えようとしております。6月16日、関西地域の電力不足を理由に、まるで政府につくられたシナリオどおりかのごとく、幾つかの手續と幾つかの過程を経て大飯原発の再稼働が決められたものであります。そして、大飯原発再稼働の場合は、関西、関電への電力需要のために、中部電力、北陸電力、中国電力に求めていた5%の節電目標を解除する方針であるようであります。

現在、我が国では54基の原子力発電所がありますが、5月5日に北海道電力泊原発3号機が定期検査に入ったことで、国内すべての原発が停止状況にあります。

そんな中、各電力会社がこの夏の電力不足についての試算を示しましたが、関西電力は、大飯原発の再稼働がない場合、一昨年比15%の電力供給不足が生じるとしました。電力不足の解消へ原発を再稼働させるべきなのか、原発ゼロ状態に経済活動やライフスタイルを合わせたほうがいいのか、またその場合、立地地域の経済や生活保障はどうするのか、意見はさまざまありますが、野田総理は、8日の記者会見で「大飯原発について再稼働すべきというのが私の判断だ」と述べ、さらに「夏場限定の再稼働では国民の生活は守れない」と語り、橋下大阪市長らが求めた、この夏に限定した再稼働を否定いたしました。その理由といたしまして、電力価格の高騰で産業が空洞化し、雇用の場が失われる可能性や、突発的な停電により病院などで生命の危険にさらされる人が出ることを上げました。私たちは、この日本国のトップとしてのこの判断をどう評価すべきなのか、これま

でを振り返り、少し考えてみたいと思います。

まず、4月13日、政府として原発の再稼働を判断する総理と関係閣僚3人による4者会議で大飯原発3号・4号機の安全性と必要性が確認できたとして、再稼働を認める方針が固まりました。

3日の初会合から新安全基準の決定、関電からの安全対策工程表提出、再稼働妥当の判断等、流れるような関係閣僚会議が続き、翌14日には枝野経産相が福井県知事を訪問し、関係者と会談し、再稼働を要請いたしました。

その後、5月14日には、立地自治体であるおおい町議会は、賛成多数で再稼働に同意、電力供給を受ける側の関西圏では、安全基準があいまいだとしてあれほど強硬に反対していたが、5月30日に暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして容認する旨の共同声明が出されました。6月13日は、おおい町長が同意を表明、16日は福井県知事が同意をし、私はこの流れるような一連の経過に、再稼働ありきの前提で進められた出来レースのような気がしてなりません。そして、何よりも原発の安全というものに対して暫定的な安全判断だとか、限定的な再稼働だとか、そんな言葉自体が存在していいものか、強く疑問に思います。

確かに現在の日本の電力供給の約30%を担う原子力発電は、戦後の目覚ましい我が国の復興に大きく役立ったことは周知の事実であり、これまでの経済成長に原子力発電なしではなし得なかったことは間違いのないところであります。しかし、そこには常に原子力の安全神話があったからにほかなりません。私たちは、このたびの福島原発事故で放射性物質拡散の影響は、はかり知れないことを学びました。これは、今後の原子力発電を含めた電源開発に当たり、将来へ語り継いでいかなければならない教訓であります。

国内の30%を占める原子力発電を直ちに全面廃止することは、物づくり大国日本の経済連や医療現場、そして国民生活への影響を考えると現実的ではありません。しかしながら、関西地域での電力不足を理由に再稼働を急ぐことは間違った判断ではないのか。そもそも原発の安全性と電力需給の逼迫は、同率に論じるべき問題ではないようにも感じます。

そこで、まず1点目でございますが、この夏の電力不足についてお尋ねいたします。

私は、昨年9月定例会において、本市の電力供給に関する中部電力の浜岡原発が安全点検のため停止状態に入ったことから、停止ということは、当然再稼働が前提にあるので、そのための新しい安全基準策定や電力不足による経済や住民生活への影響を回避するため、電力の安全供給と新エネルギー導入促進を求める意見書を提出させていただきました。そのときは、メディアを通して言われておりました電力不足を真に心配したからのことでもあります。

それで、日がたちまして、現在はどうか。私は、原発がないと本当に電力が不足するのかという大きな疑問があります。

橋下大阪市長がまだ知事だった昨年夏に、庁舎内で節電に頑張っていた大阪でこんなことがありました。大阪府庁が幾ら節電に努力しても、電力不足解消に貢献できないという事実であります。どういふことかと申しますと、15%の節電を求めている関西電力は、入札でエネットから電力供給を受けている大阪府庁などが節電して発生した余剰電力について購入を拒否し続けておりました。

翌日になって撤回をいたしました。これに怒った橋下知事は、突然大阪府庁の節電をやめると発表いたしました。節電を要請しながらも、他社の余剰電力は買い取らないという地域独占企業体のエゴ丸出しで、そこには損得に働く企業ゆえの経営面が見え隠れいたします。

この問題につきましては、何よりも、まずもって電力不足が生じなければ、あるいは解消されれば原発の再稼働は緊急を要しないし、もっと言えば不必要になるはずであります。

電力供給については、毎年、冷房需要が高まり集中する夏が一番心配されておりますが、この夏の電力不足について電力会社からの情報や見通しなど予想される状況と、本市のここの夏の節電対策についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

6月4日に中部電力岐阜支店長が来庁され、ここの夏の需給状況の見通しと節電への協力のお願いについて説明があり、内容としましては、中部電力管内では火力発電の稼働などにより安定供給のめどが立っていますが、特に西日本の各地域で深刻な電力不足が見込まれることや、政府の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議において、7月2日より9月7日までの平日（8月13日から15日を除く）9時から20時までの間、最大需要電力を平成22年度実績で5%以上節電していただくことを主とした要請を受け、お客様の御協力を受けながら西日本地域の安定供給に貢献するという事ですので、本市においても節電並びに地域の皆様への節電の周知について協力依頼がありまして、市としましては、広報「もとす」などに掲載することにより協力してまいります。

また、市役所の取り組みとしましては、今までどおり、昼休みの窓口以外の消灯やノー残業デーの徹底、クールビズや各庁舎への緑のカーテンによる暑さ対策を行っています。

市民の方には、自宅や職場などでの緑のカーテンの設置や、待機電力の削減などの節電について呼びかけていきたいと考えております。

次に、日中に家庭の電力を賄うことができ、災害時の非常用電源として活用が期待できる太陽光発電システムにつきましても、今後も推進し、補助を続けていきたいと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、5%ですね、ここのあれは、ということでありましたが、本市の対策といたしましては、消灯やクールビズや緑のカーテン、これまでと何らそう進歩のない節電対策かなあというふうに感じておりますが、節電というものに対しましては、本市といたしましては、あくまでも電力会社の

要請の枠内で実施をするという考えでよろしいですか。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 山田君。

市民環境部長（山田敏晴君）

今も御説明いたしましたように、中部電力管内では火力発電などの稼働による安定供給がめどが立っているという、そんなような状況でございますので、今回、今も回答させていただきましたように、節電については今の回答で、先ほど出ておりますので、よろしくをお願いします。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

次へ行きます。2項目めに移ります。

先週の日曜日、本市で「少年の主張大会」がありました。この中で小学6年生の女の子が「震災から学んだ我慢すること」という題材の発表の中で、こんなことを語っておりました。私たちは、今、当たり前のように学校に通い、好きなものを食べ、何不自由なく電気がある生活が送れている。でも、震災後、被災者の生活のことを思うと、考えなければならないことがあるのではないかと。原発の再開と電力不足の問題、命とお金とどちらが大切か、私は迷わず命が大切だと思う。そして、この震災をこれからの地球に送られたメッセージとして将来を考えていきたいと、こんな小さな子がしっかりと、まじめにこの問題に対して考えていることに感心させられたわけであります。

今、日本じゅうが原発の再稼働に向け、進める側と、もう一方では再稼働を反対する側で議論が交わされ、それぞれが行動がされております。前者側といたしましては、電力不足が経済の停滞を招く、医療機関への影響、住民生活の影響から再稼働が必要、そして後者といたしましては、そんなことよりも安全神話が崩壊した原発への不安から絶対に反対、またそれには国全体を預かる政府の立場、原発立地側の立場、電力供給側と、事故があった場合、大きな影響を受ける側の立場、原発に莫大な投資をいたしまして、その経営そのものにかかわる電力会社の都合、原発そのものに絶対反対の人など、それぞれの立場によっても再稼働については意見や行動が異なります。

閣僚によるエネルギー環境会議が示したこの夏の電力需給と節電目標案、これは猛暑となった2010年度並みを想定したものでありますが、これによりますと、全国の電力会社9社の中でマイナスとなっておりますのは北海道電力の1.9%、関西の14.9%、九州電力の2.2%のみで、あとの6社はすべてプラスとなります。トータルでは全体で0.1%のプラス、余り余裕はありませんが、つまり不足しないということになります。

福島原発事故の後でも中部電力だけ見ても、昨年8月1日から5日間連続で関電へ緊急融通をし、冬期も12月10日から断続的に40万キロワットを送電、同じく、ことし1月24日からは九州電力へも40万キロワットを送電したそうであります。

これは私も知らなかったんですが、中部電力からでも九州電力のような離れたところへも送電が

できるのであります。こんなことができるのであれば、電力管内だけで節電が必要とか不必要とか、見識の狭いことではなく、それこそ全国民が全地域で全力で節電に取り組めば、もっと予備率は上がり、それこそ現在すべての原発がとまっているこの状況であるので、再稼働しなくても努力すれば乗り越えられるのではないかと、そのうちに原発にかわる新しい発電システムを少しずつつやしていけば問題は解決するのではないかと、最近思うようになりました。

現在、国内で大きな議論を展開している原発再稼働について、本市の見解と本市としての対応についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、原発の再稼働に当たりましてお尋ねがございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まずもって、先ほど来、黒田議員のほうから、今回の原発の問題についてのお話をお聞きしております。基本的には私も全く同じ気持ちを持っております。経済性も、もちろん大事ですけれども、やはり安全をしっかりとしながらやっていくということが大事だろうなあというふうに思っております。今回の大飯原子力発電所の再稼働というのは少しどうかなあというような思いもいたしております。

少し答弁のほうもつくらせていただいておりますので、お答え申し上げたいと思いますけれども、福井県内に立地いたしております関西電力大飯原子力発電所の3号機及び4号機につきましては、稼働停止状態が継続した場合、先ほどからお話が出ていますように、ことしの夏、電力不足に陥るという可能性があるという判断、それから従来のストレステストのルールに加えて、わずか3日間で策定された安全基準と、こういうものに基づきまして安全性を確認したということで、政府として安全宣言を出しました。そして、地元の福井県、今のおおい町の了解も得られたということで、大飯の3号機、4号機の再稼働が6月16日になされたところでもございます。

しかしながら、再稼働の基本となりました安全基準の策定というものは、福島第一原発の事故の検証ができていない中で、しかも密室とは言いませんけれども、余り国民に公開することなく策定されたというふうで、私はこの安全基準、それにもちょっと大きな疑問を抱いておるところでもございます。

言うまでもなく、私ども、かねてから申し上げておりますように、若狭の地域で原子力発電所の事故があった場合、我々はこの岐阜県、この西濃地域も含めて西のほうの我々の地域は、本当に大きな被害を受ける。特に季節によって、秋から春までの間は、北から風が吹いてまいりますのでためです。夏は南からですのでいいですが、そういったことで、時期、季節によりますと、我々岐阜県は、大きな被害を受ける、大変可能性のある地域でもございます。

こうしたことから、県もそれぞれ、お話も申し上げておりますけれども、原発の再稼働に当たっては安全性確保というのが、やっぱり第一だということでもございまして、今回も安全だという話

もやっていますけれども、こういう本当の安全基準というのがしっかりと見られたものでもない。そして、福島第一原発の事故の十分な検証も踏まえたものでもないということで、今、ようやく政党間の協議が調って、今後、独立性の高い原子力規制委員会というのが発足するようになっております。国においては、この原子力規制委員会ができた後の審議で、この後のまた再稼働等々は検討していくというお話もされておりますけれども、こうしたしっかりと事故の反省に立って検証して、新たな安全基準というものを先につくっていただいて、その基準に基づいて本当に安全だということをしかりと国民にも公表し、そして理解を得た上でやっていくべきじゃないだろうかということをおっしゃって、そういった点からも、先ほど来、お話し申し上げましたように、今回の大飯原発の再稼働の動きというのもちょっと拙速じゃないだろうか、やはり将来に不安を先送りしたんじゃないだろうかというふうに思っております。

しかし、国のほうで大飯原発の再稼働が決定されたということでございますので、我々は、原発の事故があったときに被害を受けることが想定される地域でもございます。これからも県と連携を図りながら、この原発事故から市民の安全を守るための対策というようなことを国・県の指導を受けながら、しっかりと協議して、また検討してまいりたいというふうに今考えております。

今回の東日本大震災は、先ほど議員の御質問の中にもありましたけれども、我々は、やっぱり今回の東日本大震災で認識させられたことがございます。それは安全には絶対がないということでもございますし、人類がいろんなものをすべてをコントロールできるということはなかなかできないよということも今回の東日本大震災でも受けたところでもございます。ということから、人類がつくり出した原子力発電というのは、これから特に十分注意しながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。

できることなら、こういった原発に頼らずに電力を安定供給できるような、先ほど来、お話し、先ほど部長のほうから節電だけのことでどうのこうのと、対策だけだというお話ししましたけれども、そういったものをもっと超えてエネルギー政策、やはりもっともっといろんな形で節電をしながら、原発に頼らなくてもこの生活がしっかりとやっていけるような、そういうエネルギー政策というのを、やっぱり国を中心に考えていく必要があるんじゃないのかというふうに思っています。これは、やっぱり人類に与えられた、私は大きな課題であるというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

時間がありませんので、次へ行きます。

3 点目、東日本震災における被災地復興支援について質問いたします。

東日本震災から 1 年 3 カ月が経過をいたしました。私は、今もこの震災のことを忘れないように、現地で見た情景やいろんな写真集、そしていろんな小さな支援を続けながら、自分自身にこの震災のことを忘れないようにしております。でも、あのころよりは少しずつ、自分のこの度合いという

ものに変化があるのではないが、そんなことを問いかけながらの毎日でございます。

これは仕方のないことかもしれませんが、震災の情景がメディアから少しずつ消えていき、国民全体がそんなふうに薄れてきているように感じます。でも、被災地では、避難所生活から仮設住宅に転居はできましたが、その後の状況は余り変わっていないのが現状であります。被災者の方々は、今も一部の人たちが危険だとする瓦れきの近くで生活をしております。被災地の復興には、まずはまちの再整備のため、震災瓦れきを片づけなければ何も始まりません。ですが、その瓦れき受け入れとなると、国が示した安全基準のもので、ここには持ってくるな、放射性物質を全国に拡散するなど、一部の人から猛烈な反対運動が起こり、なかなか前へ進めません。

この瓦れき受け入れについての考え方は、人それぞれであり、あしたにもこのことで質問があるようでございますので多くは述べませんが、私の思いは、やはりすべての国民が東北の瓦れきではなく日本の瓦れきと思い、みんなで片づけ、国全体が公平な立場になって、一日も早く被災地の復興に当たるべきと考えております。

そこで、まず1つ目ですが、被災地の復興支援について、現在、本市はどのような形で取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、本市の被災地復興支援に係る取り組み状況ということでお答えさせていただきます。

これまで取り組んでまいりました被災地の復興支援策といたしましては、義援物資の提供、それから日本赤十字社岐阜支部へ義援金として205万円余を送金したほか、市内で開催されました各種イベントでの募金、それから各種団体からの義援金を震災孤児及び遺児への修学資金ということで、合計でございますが794万878円、この額を岩手県釜石市へ寄附を行ってきたところでございます。

また、このほかには、人的支援といたしまして市の職員を被災地等へ派遣して、現地の支援に取り組んできたところでございます。

現在の取り組み状況といたしましては、引き続き日本赤十字社への義援金の受け付けを継続して実施しているほか、この後でございますが、市職員の派遣も予定しているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2つ目に移ります。

早期の復興を願うことは、だれもが同じであろうかと思えます。その支援の形は、人それぞれでありまして、生活の苦しい人や豊かな人、時間的余裕のある人、ない人、被災地に近い人、遠い人

など、それぞれの立場で情勢は変わってきております。また、それは企業や団体、自治体によっても同じことが言えます。できることを少しずつでも継続的に行うことが必要ではないか、そしてこのことが被災地にとっては一番大事なことではないかと言えます。

今後、必要な支援は何なのか、本市として可能な支援は何なのか、そしてこの本巢市のトップとしてどう行動していくのか、市長にお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、東日本震災におけます被災地復興支援の今後の可能な支援はどうするかということについてお答えを申し上げたいと思います。

今、被災地では復興への取り組みということで国の復興基金等の支援策を受けまして、被災者の生活再建に向けての住宅整備、また漁業や農業などの産業基盤整備、また道路、鉄道等の整備というのが、今、順次進められているというふうに聞いています。

ただ、そういった中で、なかなかこのスピードが、ちょっとお話がございましたように、復旧・復興への取り組みというもののおくれがあわせて指摘もされておるところでございますし、またなかなか要望したものが、そのとおりなかなか、国の交付金の対象にならないだとか、スムーズに手続が済まないとか、いろんなお話も出ていて、復旧・復興の取り組みというものはおけているということは報道もされておりますし、聞いてもおります。

こうしたハードの施設整備のほかに、地震とか津波被害によりまして被災された多くの方が住みなれた場所を離れ応急仮設住宅等で、今、生活をされております。先ほどちょっとお話もございましたけれども、そういう中で体調不良とか、ストレスを抱える、そういう方々も多く出ておまして、その方々への健康管理とか、また精神的なケアというのが大きな課題になっておるということで、そういう被災の自治体におきましては、職員そのものも被災している中で、そうした仮設住宅等々へ入っている方々の健康調査事務というのにも大変苦勞されているというようなことも聞いております。

このように、ハードの施設整備等、それからまたこういった人的な健康管理等を含めたソフト、両面の早急な対策というのが求められているのが現状であろうというふうに思っております。

この本巢市といたしましても、今後も被災地からの要請を受けて、物的・人的支援というものにつきましても、市として可能なものにつきましても、最大限行ってまいりたいというふうに考えております。

日赤を通じての義援金等々は、ことしの9月で打ち切られる、募金募集のほうも終わるというふうに聞いておりますけれども、その後も、もし金銭的なものも必要だとなれば、そういうことも引き続きまた考えていきたいと思っておりますし、またソフト面のほうでは、先ほど部長のほうからもお話し申し上げましたけれども、釜石市のほうからは、昨年度と引き続いて、今年度も引き続き保健師等の人材の派遣をお願いしたいというような要請が来ておりますので、ことしもまた保健師を釜石

へ派遣をしていきたいというふうに思っております。

そしてまた、きょうの質問と、またあす以降に瓦れき等々が、またいろいろお話がございませけれども、瓦れきの処理のほうは、今、いろんな動きが出てきておりまして、またあすの答弁でもお答え申し上げる予定にありますけれども、今、瓦れきの処理のほうも大きく動いてきております。きょうの愛知県議会でも、愛知県知事が瓦れきの処理施設はつくるのはやめますと、そこへ持ってきてやるようなことがなくなってきているというようなこともあって撤退しますというようなことも出ておりましたが、不燃物等々のやつがまだまだ課題として残っておりますので、そういったものをどうするかということが今後の大きな課題になっていくんだろうと思っておりますけれども、このように、日々瓦れき処理のほうも動きが出てきておりますので、大体新聞報道等によれば、何となく可燃物のほうは目鼻がついてきているんじゃないかというようなお話も聞いております。7月末を目途に、今、割り振り等々がやられておりますけれども、その時点で瓦れきのおよその処理の方向というのは見えてくるんじゃないだろうかと思っております。

我々本巣市も西濃環境を通じて、いろいろと可能なものであれば協力しますよということはおかねから申し上げていきますけど、そういういろんな状況をこれから踏まえながら、可能なものについては検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

私は、今回、この後半の質問の中で東日本震災に係る原発の再稼働と被災地復興の2つを取り上げました。現在、震災からの復興に当たっての瓦れき処理の問題も、電力不足解消への原発再稼働の問題に対しても、この放射能という人類にとってとても便利で、また一方ではとても危険なものがかかわり、これが同じ中で議論がされておまして、再稼働を含めた原発の問題と被災地復興の問題は、それぞれ別に考える問題であると思っております。

原発再稼働については、今後、今のエネルギーをどう節約し、新しいエネルギーをどうつくっていくかというこれからの問題であり、当面は節電などのエコ活動をみんながその気になって徹底すれば解決できる問題であります。

しかし、もう一方の、この瓦れきに代表されます被災地復興の問題は、この瓦れき処理がおくると、復興そのものがおくれる問題であり、それこそ一日でも早く受け入れ処理しなければ、被災地の復興をだれもが願ってもかなうものではありません。

私がこの2つの質問から最後に市長に申し上げたいのは、瓦れきの広域処理が必要だと思うのなら、周りに気にすることなく積極的に進んでほしい。そして原発の再稼働については、電力不足が解消されれば再稼働しなくて原発ゼロの安心が生まれるわけありますから、自分のまちだけの小さな見解にとらわれず、県や全国の市長会で国挙げての積極的な節電を呼びかけてほしいということでもあります。

私たちが住むまちの私たちが選んだ、選ばれた市長でありますから、隅のほうでおとなしくしているのではなく、積極的に全国へ発信をするような強いリーダーシップを発揮する、そんな市長であってほしいと願うところでございます。

これは私の勝手な理想像でございますので、答弁は特に求めませんが、何かあれば。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

市長（藤原 勉君）

ありがとうございます。

議長（遠山利美君）

暫時休憩します。3時5分から開会しますので、御参集ください。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 船渡洋子君の発言を許します。

4番（船渡洋子君）

通告に従って、大きい項目で3点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。

この4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、多数の死傷者が出るなど、通学路における交通安全を脅かす重大な交通事故が連続して起きています。こうした情勢を受けて、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携をして対応策を検討し、通学路における緊急合同点検を8月31日までに実施するというふうに聞いていますが、本市においてはこのことをどのように進められるのか、お尋ねをします。

そこで、1点目の、まず本市における通学途中の事故の実態をお聞きいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

第1点目の、通学途中の事故の実態につきましてお答えをさせていただきます。

今、お話ございましたように、本年度4月後半から大変な事故が起こっておりまして、本年度、本巢市の通学途中の事故でございますけれども、2件発生しております。これは、小学校では発生しておりません。いずれも、中学生の自転車と車の接触事故でございます。この2件のうち1件でございますが、自転車で横断歩道のある県道を横切っていた際に、横断歩道に入ってきました車と接触いたしまして転倒した事故でございます。幸い車のスピードも出ておらずに、軽傷で済んでいるところでございます。

それから、もう1件の、やはり自転車事故でございますが、優先道路を走っていた自転車に、狭い道路から出てきました車が接触をした事故でございます。生徒は、事前にこのことを察知しておりましてスピードを緩めましたために、これも軽傷で済んでいるところでございます。

以上、2件が今年度発生している事故でございますけれども、ちなみに、昨年1年間で発生した通学途中の事故、これは6件でございます。そのうち、1件は小学生でございます。この小学生の件でございますけれども、集団下校をいたして帰るときでございますけれども、最終の集合地点で解散をいたしまして、それから自宅へ戻る途中で、この小学生はきちんと横断歩道を渡ったわけでございますけれども、そこへ車が、スピードはゆっくりではございましたんですが、これも入りまして接触事故を起こしております。

それから、あとの残りの5件は、これは中学生の自転車と車の接触事故でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

中学生のほうが多いということは、ちょっとなれてきたというか、そういうこともあるのかなあというふうに思います。

2点目ですけれども、総点検をされるわけですが、そういった中でどういうことに考慮して総点検をされるのか。例えば、子供の目線で見ていくとか、そういったことがあると思いますが、そういった安全対策の取り組みをどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

そういたしましたら、2点目の総点検の件についてでございます。

これにつきましては、議員お話ございましたように、3省庁合同でということで、文部科学省のほうから6月8日でございますが、最終的には県のほうから教育委員会のほうへ通知が届いているところでございます。この緊急合同点検の内容でございますが、これまで毎年学校が保護者とともに実施をしましてまいりました通学路の点検、これについて8月末まででございますけれども、道路管理者及び地元警察署を加えまして、もう一度きちんと見直すと。そういうことともに、対策が必要な場所、これを明らかにして、その後の対応を検討していく、そういう内容のものでございます。

本市においてでございますが、既に各学校において4月、5月のうちに、PTAの方々、そして地元の方々の協力を得ながら通学路の点検がなされております。その結果をもとに、現在、学校教育・建設・総務の3課によりまして合同点検が必要とされる箇所の洗い出し作業に取り組まれているところでございます。

この作業の中でございますが、学校から出されました危険箇所につきまして、教育委員会の学校教育のほうで登下校の時間、朝7時ぐらいからと、それから下校時間ですね、この両方にわたって現地に出向きまして、子供たちと一緒に通学路を歩きながら聞き取りをしたり、安全をサポートしていただいております地域の方、そして旗当番の保護者の方々から情報を集めるなどしまして、より子供の目線に立った安全点検に努めるように努力しておりますところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

もう既に点検等、何回もあると思いますが、幾ら子供が気をつけて登校していても、先般起こりました事故というのは運転をしている人が不注意であったというような、そういうことがあります。特に通学路を皆さんで列をつくっていくというのは、いざ事故があったときには多くの人を巻き込んでしまうというような、そういった点もあると思いますので、今後、そういうことに対する対応と申しますか、しっかりとこの点検をしていっていただきたいというふうに思います。

そういう意味で3点目の、例えば歩道やガードレールの設置とか、路側帯を拡張するとか、カラー舗装などの、そういったハード面の取り組みを、今のここをこういうふうに変えたほうがいいという結論が出た場合に、そういうことも可能なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

ハード面の取り組みについての御質問ですけれども、このことにつきましては、学校教育と建設・総務の3課により、危険な箇所の修繕、改修に計画的に取り組んでおります。

この2年間につきましては、特に学校周辺のカラー舗装化に取り組み、これまで合計3.2キロにわたり実施してまいっているところでございます。

歩道やガードレールの設置、路側帯の拡張につきましては、これまで交通量の少ない道路を通学路とするなどの対応をまいりましたが、今後の交通量の変化において対応が必要となった場合には、その都度対応してまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

昨年ですが、隣の瑞穂市で登校中の中学1年生の男子が車にはねられて亡くなったという事故がありました。瑞穂のほうでは、その現場であった市道を改良して、片側1車線の道路のセンターラ

インをなくして、運転手が速度を出しにくい、車道を狭くして、その分、路側帯を1メートルぐらい広く拡幅してカラー舗装も施したという、そういったことがあります。

先般、京都の亀岡市で起きましたこの事故の現場を写真で見たわけですが、本当にどこにもあるような道路といえますか、ちょうどうちの近くの軽海の子たちが登校するあの道がよく似ているなあというふうに思ったんですが、車の通る道、割と車がすりかわるにはぎりぎりぐらいのところの道で、歩道というよりも線が引いてありますが、特別区切られているわけではないという、そういう道でこの事故が起きたわけです。本当に本市の中にもそういった危険な箇所というのはあるんだろうなあって、特に車の量が今ふえましたので、そういった点もしっかりと考慮していただきたいと思いますということと、あるところでは通学の時間帯は、例えば進入禁止とか、「ゾーン30」といって学校の近くの道路は30キロ規制をすとかというような、そういうふうにしたら事故が少なくなったとか、いろんなこういう手当てをやっていきます。

また、信号機等もここはつけたほうがいいのかとか、いろんなことが出るとお思いますので、ぜひそういったことを総点検して、ああ、こういうふうに改善がされたというようなふうにお願いをしたいというふうに思います。

この機会に徹底的に検証していただいて、少しでも改善ができるような、そういうことを要望して、1番のこの通学路の安全対策という質問は終わらせていただきます。

続きまして、2番目の学校施設の非構造部材の耐震対策についてお尋ねをいたします。

学校は、いざ災害が起こったとき、子供たちだけでなく、地域の住民の命を守る重要な防災拠点となります。それだけに、発生が今懸念されている首都直下型地震とか、私たちがいえば東海地震とか、そういったときに全国の学校施設の耐震性を高めることが大変必要であるというふうで、本市でも各学校が耐震化を図られたわけでありまして。

この学校の耐震化については、体育館とか校舎といった構造体の改善が大きく進んだ反面、天井材とか照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化のおくれが目立っているということがわかってきたわけです。

全国の、今、公立小・中学校の耐震化率というのは、今年度末には90%までに達するというふうに言われていますが、その90%、学校が耐震化ができるというのに対して、非構造部材の耐震化というのは、全公立小・中学校の約30%、これは昨年5月1日の時点ですが、3割にも達していないのが現状ということで、この非構造部材は、全体の34.7%に当たる1万校以上で耐震点検すら行われていないというのが現状であります。

そこで、財政難が続く自治体にとっては建物本体の改修に比べて非構造部材の耐震化というのは後回しになりがちであります。東日本大震災のときでも多くの学校で天井や照明、壁などが落下して避難所として使用できないケースがありました。

このように、防災拠点の意味をそのためになさなかったという現実があったわけです。それを踏まえて、我が党は、早速この非構造部材の耐震点検をすべて完了して、そしてその耐震化率をまず公表しなさいと、そして点検に係る費用を国で支援する仕組みづくりをするべきであるということ

で、国の平野文科相のほうへ要請をした結果として、これを受けて文科省は、この5月の末に非構造部材の耐震対策を推進する調査研究事業をスタートさせたということで、本市にもそういった通達が来ているのではないかなあというふうに思いますが、今の本市のこの非構造部材の実態、点検はどのようにされているのか、実際にどうなっているのかということと、それからガラスの飛散防止フィルムという、地震が起きたときにガラスが割れて、それがけがのもとになったというようなこともありました。前回、地震ではないんですが、竜巻が起きてガラスが割れてという、たまたまお休みの日だったからよかったというふうに学校関係者がニュースでやっていたけれども、そういったガラスが割れて飛散しないような、そういったフィルム等もこの非構造部材の中に入れてやっていただいたらどうかなあというふうに思いますので、そのことについてお尋ねをさせていただきます。

議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

議員の御質問にもありましたとおり、本巢市の学校施設の耐震化対策につきましては、平成19年度から計画的に学校施設の耐震補強工事を実施し、平成22年度にはすべての小・中学校施設の耐震補強が完了しているところでございます。

一方、議員御指摘の非構造部材の耐震対策につきましては、通達のほうも4月26日付で届いておりますので、今年度から小・中学校における学校職員における毎学期の安全点検時に、あわせて非構造部材の点検も実施しているようにしているところでございます。

今後は、専門家による点検を行い、改修が必要になった場合には、国の補助制度を活用し、ガラスの飛散防止対策も含めた耐震対策について計画的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

計画的にやっていただけるということですので、一日も早くそういったことが、もし地震とか何かが起きたときに、ああ、しまったということにならないように、よろしく願いをいたします。

今、お願いをしたガラス飛散防止フィルムというのはガラスが飛び散らないだけではなくて、飛散防止のことはもちろんなんですけれども、例えば紫外線を完全にカットできたりとか、また赤外線もカットするという、光熱費とか、そういったところで節電といいますか、省エネ部材としても今注目をされているということですので、窓をあけたままでは余り意味はなさないかもしれませんが、そういったことも考慮してお願いをしたいと思います。

続きまして、3点目ですけれども、熱中対策にミストシャワーの設置をということでお尋ねをいたします。

ここ近年の猛暑で熱中症で救急搬送されるという報道がたびたびあり、昨年もつくば市の中学生18人が体育祭の練習中、熱中症と見られる症状で救急搬送されました。

そこで、全国では、熱中症対策の1つとして学校にミストシャワーを設置するところがふえています。ミストシャワーというのは2005年の愛知万博から使用されるようになり、ヒートアイランド現象の緩和や省エネ対策として注目をされ、全国に広がっています。

このミストシャワーは、ミストと散布機を使って水道水を霧状に噴射し、気化熱で周囲の温度を下げる効果があります。日本で昔から行われている打ち水と同じ原理です。霧は素早く蒸発するため、手足や服はぬれず、気温を約3度下げるといいます。水圧を利用し、霧を噴き出すため、電気を一切使わず、ランニングコストも低く、設置費用も業者によって違いますが、1件2,500円ぐらいという大変安価でつけることができます。

お隣の北方小学校では、校舎から体育館へ行く渡り廊下に20メートルほど設置をされていました。実際に見に行ってみまして、実際にこのミストシャワーにも、風の強い、ちょっと寒いときでしたけれども、当たってきました。近くに水道の蛇口があればどこでも設置が可能という、そういったものです。

子供たちや保護者の方からも、運動会や奉仕作業中にとっても涼しいと大好評でありました。2年前からこの北方では導入され、昨年の夏に全小・中学校に設置をされました。大垣市でも、昨年、幼稚園・保育園に設置をされ、せんだって一緒にこの北方へ行きました海津の同僚議員も、この6月にそういったことを要望しまして、全小・中学校にミストシャワーをつけてもらえるわというふうに言ってみえたんですけれども、本市としても熱中症対策としての導入ができないか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

熱中症対策につきましては、各学校ともに学校保健会の医師の指導も受け、水分、塩分の補給や規則正しい生活の指導、小まめな休憩の取得などに努めているところです。

特に屋外活動の対策としましては、これまでも活動前のグラウンドへの散水や、テント、木陰などの日陰の確保に努めてきたところですが、今回、議員が御提案のミストシャワーの設置につきましても効果があると伺っておりますので、熱中症対策の工夫の1つとして各学校に早速紹介をさせていただこうと考えております。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

舩渡君。

4 番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

子供たちも気分転換といいますか、やっぱりすごく喜ばれて、運動して汗だくになっても、そのミストシャワーを浴びるとしゃきっとして教室へ入っていけるというような、そういった効果もあるというふうに関係に取り入れられた校長先生がお話になってみえました。ぜひとも、お金もそんなにかからないですし、学校のそういった費用だけでできますよみたいなふうにおっしゃって見えたので、ぜひともそういったことも導入をしていただきたいということを切にお願いをして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日、6月21日木曜日、午前9時から本会議を開会し、引き続き市政一般に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

